



觀音寺信用金庫の現況

KANONJI SHINKIN BANK DISCLOSURE 2021





経営理念

観音寺信用金庫は、地域のすべての人に、
すべての企業に、しあわせと繁栄をもたらし、
地域社会の発展に貢献する。

経営方針

地域のすべての企業、個人との取引を推進し、
地域密着により経営基盤並びに競争力を強化する。
地域社会やお客様の信頼を高めるため、
地域金融機関としての使命感をもって取組み、
活力ある職場をつくる。

CONTENTS

ごあいさつ	地域社会と観音寺信用金庫	4	営業のご案内	12	資料編	20
当金庫の経営理念・経営方針	— 1		・預金のご案内		当金庫の概要	43
業績ピックアップ	— 2		・融資のご案内		・組織図	
・預金について	観音寺信用金庫トピックス	6	・個人向けローンのご案内		・役員一覧	
・貸出金について	どつかんおんじ	7	・サービス業務のご案内		・概要・沿革	
・収益力について	総代会制度について	8	・預り資産のご案内		・主要な業務の内容	
・自己資本比率と自己資本	中小企業の経営改善及び		各種手数料一覧	15	営業地域及び店舗一覧	45
・不良債権の状況	地域の活性化のための		お客様保護等への取組み	16	・店舗配置図・店舗のご案内	
	取組みの状況	10	法令等遵守の体制	18		
			リスク管理の体制	19		

皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の国内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって人・モノの動きが大きく制限される中、緊急事態宣言の発令もあった事で、GDPは2020年4-6月期に戦後最大の落ち込みとなるなど、2020年通期でも過去最低を記録いたしました。経済活動の再始動を図るために、政府はGoToトラベルなどの各種GoToキャンペーン事業等、政策面の後押しにより明るい兆しも見えましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は止まらず、新たに「まん延防止等重点措置」が適用されるなど不透明感を背景に神経質な状況が続いております。

また、新型コロナウイルスは変異株の発生もあって感染拡大は世界的にもまだ収束の目途が立たない状況となっており、依然として厳しい環境が続くことが懸念されますが、日本でもワクチンの接種が始まった事で、徐々にでも感染拡大を抑えながら経済活動の再開によって景気回復が期待されるところであります。

金融面を見ると、中小企業向け貸出が増加傾向にあるなど明るい兆しも見られますが、未曾有の金融緩和政策が継続される中で預貸金利鞘が縮小し、加えて運用利回りも低水準で推移するなど、収益環境はかつてない厳しい状況にあります。

業績面では預金積金の期末残高は3,411億35百万円、前期比244億92百万円、7.73%の増加となりました。貸出金は課題解決型金融による企業支援に加え、円滑な資金供給による資金繰り支援を積極的に取組んだことにより、期末残高は1,589億82百万円、前期比169億9百万円、11.90%と大幅な増加となりました。

また、保有する有価証券残高は、2,074億69百万円となりました。

収益面では経常収益49億77百万円、前期比3億15百万円、6.77%の増収に、業務収益47億95百万円、前期比1億58百万円、3.42%の増収に、資金運用収益42億5百万円、前期比1億99百万円、4.97%の増収に、経常費用29億3百万円、前期比1億64百万円5.98%の増加、業務費用28億59百万円、前期比5億1百万円、21.27%の増加となり結果、当期純利益は15億3百万円、前期比83百万円、5.89%の増益となりました。

金融機関の健全性を示す自己資本比率は20.36%と強固な財務基盤を維持いたしております。

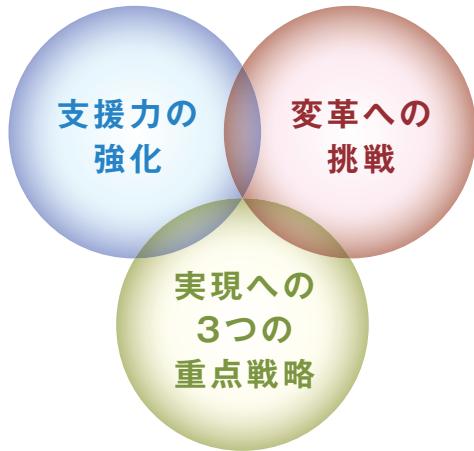
令和3年度も収益環境は厳しい状況が予想されますが、金融機関に求められる事案は多岐にわたっております。もとより当金庫は地域金融機関として、その創業以来、豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視野のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取組んでまいりました。協同組織金融機関として社会的使命を果たし、地域やお客さまから必要とされ続けるために、環境の変化や経営課題に向き合いながら、より一層磨きをかけて「地域のために存在し、地域を守る」という確固たる信念のもと、地域と自らの持続可能性を高めるとともに、とりわけ地域活性化の推進には積極的に取組み、地域における課題解決力の強化に努める所存であります。

引き続き難しい経営環境にありますが、信用金庫としての使命を果たすべく役職員一同銳意努力してまいる所存でございます。今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月 理事長 須田 雅夫

経営計画

(2021年度経営計画)



課題達成に向けての基本理念

チャンス
(機会)

チェンジ
(変革)

チャレンジ
(挑戦)

支援力の強化

- (1) 資金繰り支援
- (2) 本業支援・経営改善支援
- (3) 中小企業支援ネットワークを活用した支援
- (4) 補助金・助成金の申請支援
- (5) 事業承継・廃業支援
- (6) 地域活性化支援

変革への挑戦

- (1) 厳しい収益環境への対応
- (2) 渉外活動の方向性
- (3) 非対面チャネル、デジタル技術の活用

「支援力の強化と変革への挑戦」

実現への3つの重点戦略

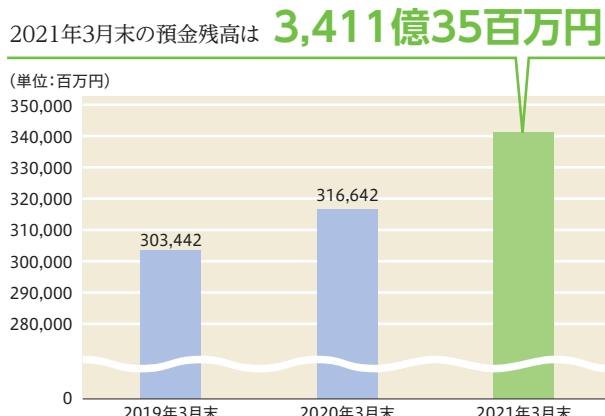
- (1) 収益力の強化
- (2) 人材の強化・活用
- (3) 業務の改革

観音寺信用金庫の業績ピックアップ

●預金について

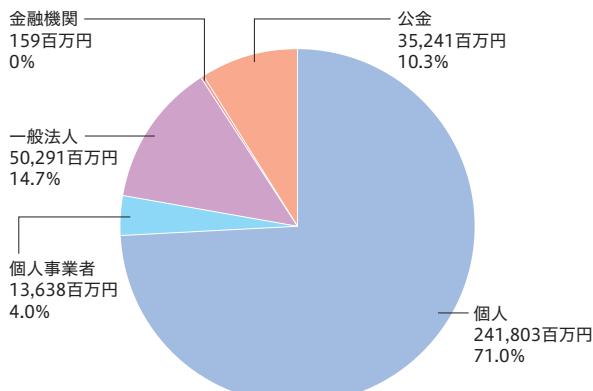
2020年度の預金につきましては、主に要払性預金174億50百万円増加が要因となり、期中で244億92百万円(7.73%)の増加となり、期末残高は3,411億35百万円となりました。

預金残高の推移



預金人格別残高構成比

当金庫の預金は、地域の多くのお客様や地方公共団体等からお預かりしております。



●貸出金について

貸出金の基本方針

地域金融機関として、お客様からお預かりした大切な預金を地元中小企業の健全な発展と、個人のお客様の幸せな生活並びに地域社会繁栄のため、お役に立てるよう心がけて融資に取組んでおります。このため、安全性・公共性・成長性等の

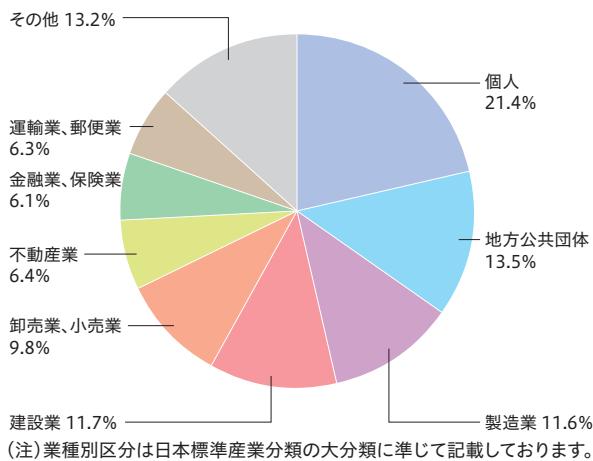
基本的方針に則り、大口先や特定業種等に偏ることなく、小口多数に徹することにより信用リスクを分散させております。また、企業再生に取組まれる事業主の方々や新しく事業を起こされる皆様へのご支援にも積極的に取組んでおります。

2020年度の貸出金につきましては、課題解決型金融による企業支援に加え、資金繰り支援を積極的に取組んだことにより、期中169億9百万円(11.90%)増加し、期末残高1,589億82百万円となりました。

貸出金の推移



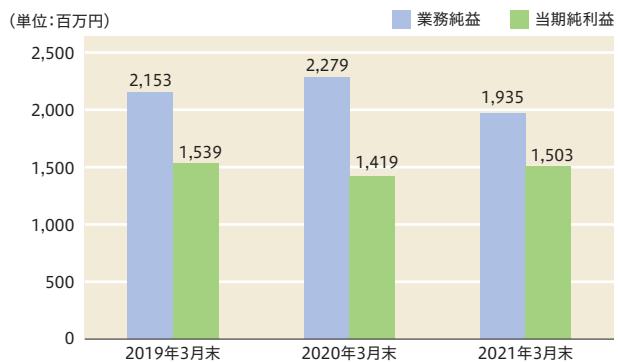
貸出金業種別構成比



●収益力について

利益については、余資運用の効率的運用と経費の削減、資産の健全化を図るべく厳格な自己査定に基づく貸倒引当金の計上を行った結果、業務純益19億35百万円、経常利益20億73百万円、当期純利益15億3百万円となりました。

業務純益と当期純利益の推移



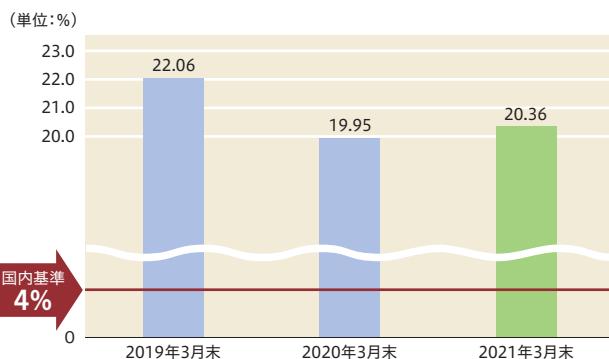
●自己資本比率と自己資本

上記の2項目は、金融機関の経営内容(健全性や安全性)を示す重要な指標です。

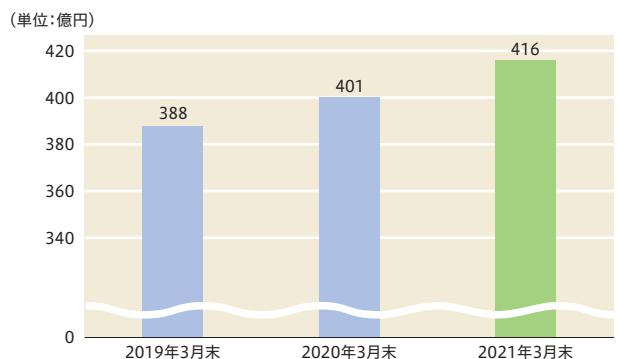
当金庫の自己資本比率は前期比0.41ポイント上昇の20.36%となりました。国内基準で定められている4%の約5

倍の水準になっております。また、自己資本額も前期より15億9百万円増加し、416億69百万円となり、自己資本の一層の充実が図れました。

自己資本比率の推移(国内基準)



自己資本額の推移

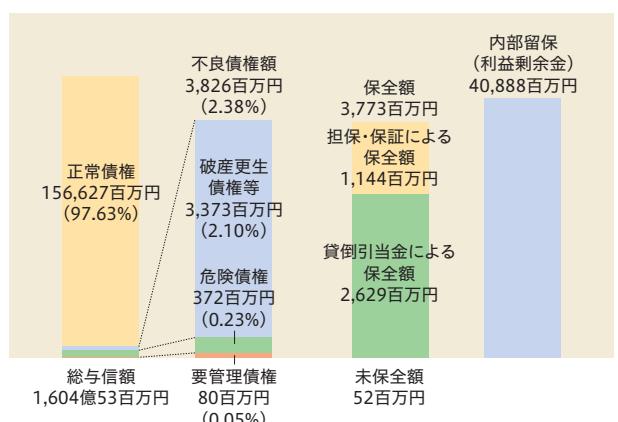


●不良債権の状況(金融再生法上)

金融再生法に基づく不良債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産更生債権等)、危険債権、要管理債権を合計したもので

当金庫の2020年度金融再生法開示債権のうち、不良債権の合計額は38億26百万円ありますが、そのうち確実に回収が見込まれる担保・保証等、及び貸倒引当金の合計額(保全額)は37億73百万円あり、これによりカバーされる保全率は98.62%となっております。また、万一不測の事態等により損失が発生しても、当金庫の内部留保(利益剰余金)が408億88百万円あり、備えは万全です。

金融再生法開示債権の保全状況



今期決算に関する事項

2020年度は中小企業向け貸出が増加傾向にあるなど明るい兆しも見られましたが、長期化する新型コロナウイルスによる影響、また運用利回りも低水準で推移するなど収益環境は厳しい状況にあります。そのような中、当金庫はコンサル機能を強化した「課題解決型金融」、積極的な「資金繰り支援」を実践して企業をサポートして

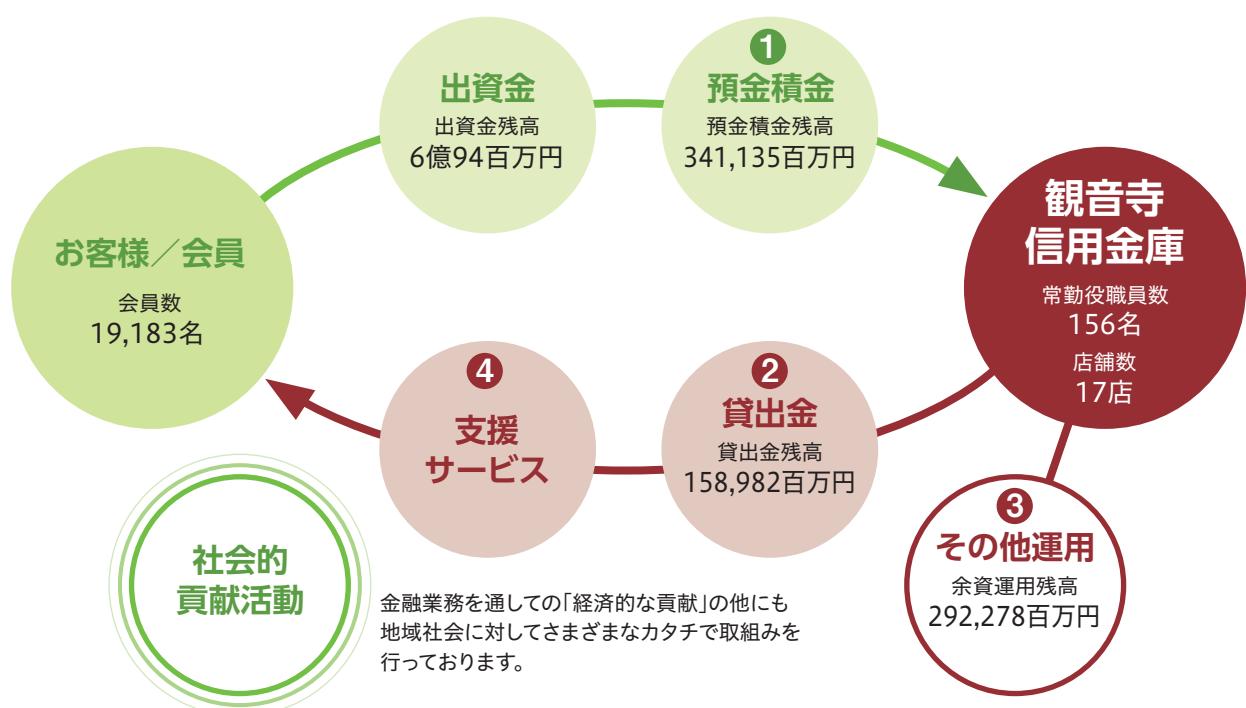
まいりました。また経営の合理化・効率化を推進し、経常利益で20億73百万円、当期純利益15億3百万円を計上。自己資本比率も20.36%となり、今後も積極的な業務展開と安定的な収益確保により、更なる基盤強化に努めてまいります。

●当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、観音寺市、三豊市を中心に高松市までの中・西讃地域と愛媛県四国中央市・新居浜市を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営される相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、

地元で資金を必要とする皆様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。



① 預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。

預金積金残高 : 341,135百万円

※詳しくは、本誌の28ページをご覧ください。

② 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客様からお預入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資るために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、事業区域に所在する中小企業及び事業主の方に対し、設備資金に226億円、運転資金に780億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローンに247億円、消費者ローンに77億円をご融資しております。

貸出金残高 : 158,982百万円

※詳しくは、本誌の28~30ページをご覧ください。

③ 貸出金以外の運用に関する事項

余資運用は国債、地方債、社債等を主体に格付けの高い信用リスクの極めて低い債券を購入し、ポートフォリオの改善やバーゼルⅢの対応を行っております。

余資運用残高 : 292,278百万円

※詳しくは、本誌の30~32ページをご覧ください。

④ 取引先への支援等(地域との繋がり)

当金庫は、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談し、業績・財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善計画へのアドバイスをするなど、金銭面だけではなく企業の経営改善のお手伝いをしております。その一環として、若手経営者・後継者・経営幹部の皆様を対象に、経営のノウハウを学ぶ「かんしん経営塾」を19年度に発足しております。また、お客様相互の親睦のため「かんしん年金友の会」、「国内・海外旅行」を実施し、その他、各種講演会、補助金等説明会、税務相談、年金アドバイザー、休日相談会など、お客様への情報サービス、相談業務にお応えしております。また、地方創生の一助として、まちおこし団体「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊(どっかんおんじ)」の活動を応援しています。



観音寺・三豊地区
中小企業景気動向調査

(観音寺信用金庫 SDGs宣言)

観音寺信用金庫は、経営理念に掲げる「地域のすべての人に、すべての企業に、しあわせと繁栄をもたらし地域社会の発展に貢献する」の実現を目指し、地域社会の一員として、さまざまな行事や活動に積極的に参加するとともに、地域の皆さまが抱える課題解決に取り組んでまいり

ました。当金庫のこうした取組は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、これからも今まで以上に、「経済」、「社会」、「環境」、「人材」の4つを重要なテーマとし、持続可能な社会の実現を目指し、SDGsの達成に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(SDGs「持続可能な開発目標」とは)

SDGs(エスディージーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、貧

困の根絶や格差是正、働きがい、環境保護など、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標に向けて政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

重点項目(テーマ)

① 経済(地域の課題解決を通じた活動)

地域における金融サービスの提供や地元中小企業のみなさまへの経営支援、その他、地方創生に向け、地方公共団体や外部機関との連携促進などを通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 12. つくる責任つかう責任
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう



② 社会(地域社会への貢献)

社会貢献活動への参加や市民スポーツ、金融教育の普及活動などに取り組み、健康促進、まちづくりの参画など、地域の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いをしてまいります。

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 4. 質の高い教育をみんなに
- 8. 働きがいも経済成長も
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう



③ 環境(地域の環境保全)

事業活動において、省エネルギー、リサイクル、ごみの減量化などを推進し、環境負荷低減に取り組んでまいります。

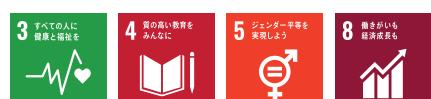
- 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう
- 15. 陸の豊かさも守ろう



④ 人材(地域の課題解決を担う人材の育成)

すべての職員が輝くための魅力ある職場づくりに向けて、地域や地域のお客様の課題解決を担う人材の育成や、職員のワークライフバランスの確立などに取り組んでまいります。

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 4. 質の高い教育をみんなに
- 5. ジェンダー平等を実現しよう
- 8. 働きがいも経済成長も



●観音寺信用金庫トピックス

2020年

- 6月 19日 第101期通常総代会を開催
- 8月 15日 コロナ終息祈願 花火打ち上げ
- 21日 大学生インターンシップを受け入れ
- 26日 「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」協議会を開催
- 9月 17日 「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」協議会を開催
- 25日 「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」協議会を開催
- 29日 第8期かんしん経営塾 第1回勉強会を開催
- 11月 6日 第8期かんしん経営塾 第2回勉強会を開催
- 8日 どっかんおんじ「第2回おいしい・かんおんじ物産展」をハイスタッフホール(観音寺市民会館)にて開催
- 19日 第2回おいしい・かんおんじ物産展 売上金の一部を観音寺市新型コロナウイルス感染症対策応援寄付金へ寄付
- 22日 テレビせとうち「観音寺七つの名所とうまいものを探せ」放映
- 12月 どっかんおんじ「天空の七宝 お宝のつまつた本」発刊
- 3日 「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」協議会を開催
- 14日 ご来店感謝デーを実施
- ~15日

2021年

- 1月 全信懇PRコンクール メディアミックス部門でフコクしんらい生命社長賞を受賞
- 2月 10日 当庫の推薦により信金中央金庫から観音寺市へ「地域創生推進スキームSCBふるさと応援団」1,000万円を寄附
- 16日 大学生インターンシップを受け入れ
- 3月 12日 第8期かんしん経営塾 第3回勉強会を開催
- 24日 「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」協議会を開催

- (毎 月) 当金庫南支店において、毎月第3日曜日に休日相談会を開催中
- (四半期ごと) 企業支援策の一環として、「観音寺・三豊地区中小企業景気動向調査」を発行

積極的な地域との連携・コミュニケーション

観音寺信用金庫は、常に地域社会の繁栄・発展を願い日々の金融業務充実に努めながら、多くの皆さまに対して目に見えるカタチでの地域コミュニケーション実践にも鋭意努めています。全国的にも有史・著名な祭りが多く開催される観音寺において、祭りへの参加はもちろん、地域の多彩なスポーツ振興や文化・清掃活動に至るまで幅広い活動を行っています。SDGsを体現し、持続可能な社会の構築とそこから生まれる素晴らしい未来を見据え、これからもたゆまぬ努力を続けてまいります。



コロナ終息祈願 花火打ち上げ



第8期かんしん経営塾 勉強会を開催



テレビせとうち
「観音寺七つの名所とうまいものを探せ」放映

～地域とともに、地域のために～

観音寺信用金庫は、地方創生の一助として、「どっかんおんじ」の活動を応援しています。



どっかんおんじとは

「どっかーん!!と観音寺を盛り上げ隊」からネーミングされた、まちおこし団体が「どっかんおんじ」。多くの企業さまの賛同を得ながら、地域の特産品を使った食材の開発や新たな産業の創生支援を通して、現在この素晴らしい地元観音寺を全国に発信しています。

天空の七宝シリーズ（どっかんおんじプロデュース）



らりるれロメイン
レタス天



天空の七宝
讃岐そうめん



白味噌いりこ
チーズサンド



白味噌
ロメインレタス餃子



天空の七宝
スープの素



天空の七宝鍋



いりこ



白みそ



天空の七宝うどん



ロメインレタス

詳しくはこちらから
ご覧ください。



天空の七宝
讃岐らーめん/讃岐うどん

総代会制度について

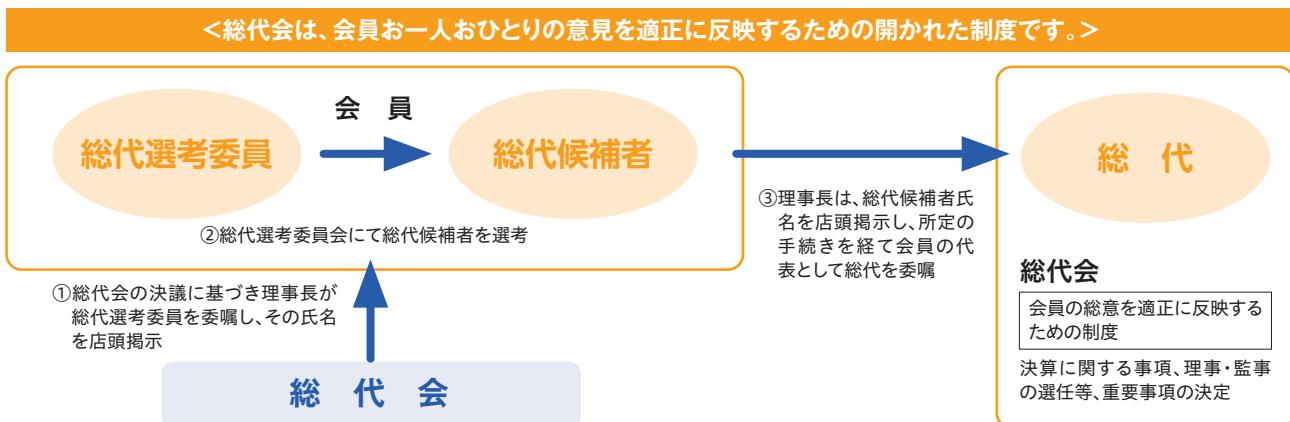
信用金庫は、会員一人ひとりのご意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、お一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、当金庫は多数の会員より成り立っていることから、総会を開催して直接会員のご意見をお聞きすることは、事実上不可能です。そこで当金庫では、会員のご意見を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に変えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重

要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう総代構成のバランス等を配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様満足度アンケート調査、地区総代懇親会を実施するなど、日常業務活動を通じて会員とのコミュニケーションを大切にし、様々なご意見を参考にして取組みしております。

1. 総代会の仕組み



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、80人以上120人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和3年6月21日現在の総代数は106人で会員数は19,222人です。

(2) 総代の選任方法

- ・総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

(3) 総代の定年制

- ・総代会の更なる活性化並びに総代選任手続きの一層の明確化を図るため、総代の定年制を導入しました。総代の年齢制限は就任時期満80歳未満とし、平成22年5月の改正時期から適用しております。

総代候補者選考基準

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時の年齢が満80歳未満であること

(2) 適格要件

- ・良識をもって正しい判断ができること
- ・当金庫の理念・使命をよく理解していること
- ・当金庫の業務に協力的なこと
- ・新しい時代にふさわしい建設的な意見を共有できる方

総代候補者選考委員の選考基準

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること
- ・地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること
- ・その他、当金庫が適格と認めた方

3. 第102期通常総代会の決議事項

令和3年6月21日に開催した第102期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

○ 報告事項

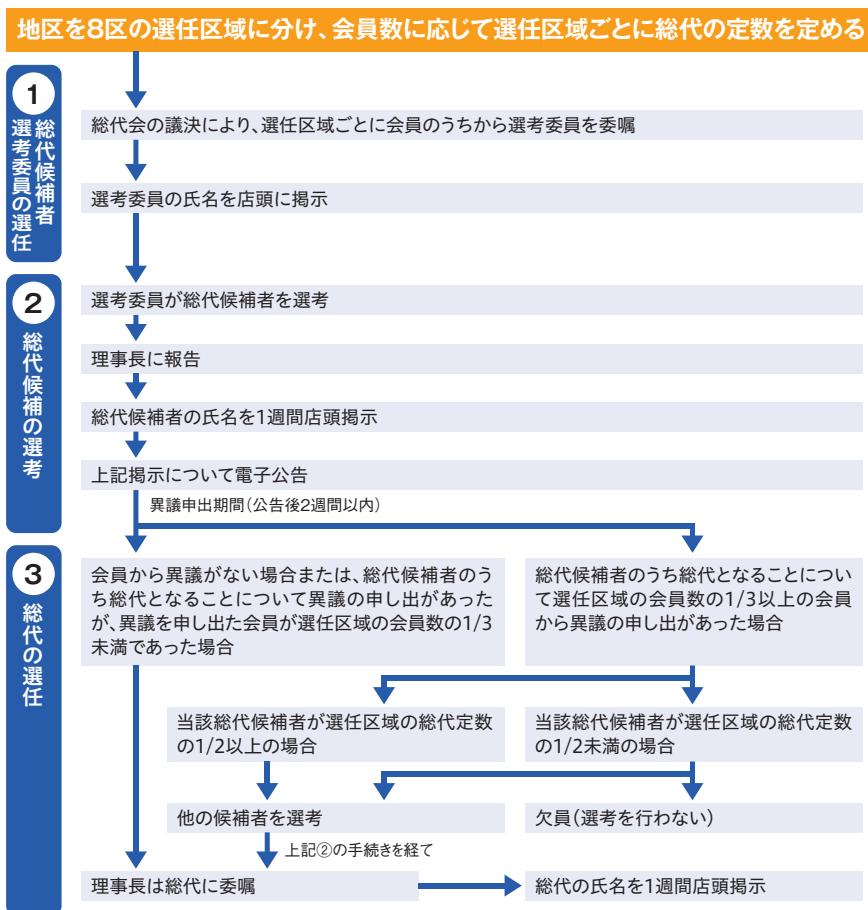
第102期(2020年4月1日～2021年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告

○ 決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剩余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 総代候補者選考委員32名選任の件 |
| 第3号議案 | 理事選任の件 |
| 第4号議案 | 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件 |



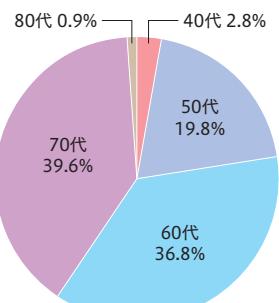
●総代が選任されるまでの手続きについて



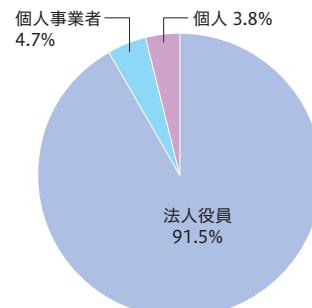
●総代の属性別構成比

(2021年6月21日現在)

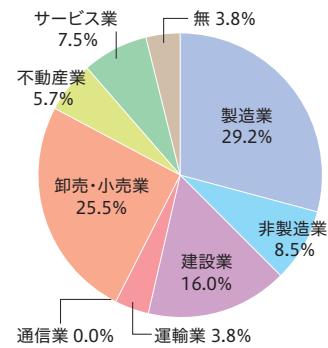
年齢別構成比



職業別構成比



業種別構成比



(注)業種別の構成比は、法人役員及び個人事業主に限ります。

●観音寺信用金庫の総代の皆様

令和3年6月21日現在

第一区(有明・八幡・川原・上市・幸・茂西・茂木・高屋・室本・天神・坂本・殿町・中央・柳・青柳・駅通)

井元 重寿② 篠原 嘉宏③ 高橋 浩嗣③ 田中 清志④ 田中 寿典③ 濱田 友造⑥ 平口 照明④
細川 俊一④ 松木 良治④ 真鍋 正④ 三谷 秀憲① 守谷 通①

第二区(三架橋・大和・春日・若宮・七間橋・栄・昭和・中洲・中新・南・三本松・琴浪・瀬戸・上若・西本町・港・伊吹)

朝倉 一郎③ 井之川和穂④ 河田 正行③ 喜多 正則④ 吉良喜久子③ 合田 朝子③ 小西 一章④
白井 義樹③ 豊田 明博① 福島加寿子③ 藤村 清④ 三宅 基弘③ 毛利 雅雄④ 横山 正久②

第三区(柞田・常盤・豊田・一ノ谷・粟井)

秋山 正宏② 荒川 誠① 石川 勉⑤ 小畠孝一郎⑤ 川崎 照夫② 久保田景三④ 國土 裕宣⑥
庄司三千雄③ 高橋 宏④ 多田 淳一③ 豊嶋 直樹① 西山喜一郎⑦ 藤村 育雄① 宮本 雅由①
横山 文夫① 吉田 孝一②

第四区(豊浜・大野原・四国中央)

石川 幸弘⑥ 薄谷 仁司① 川上 隆弘⑤ 川崎 清志④ 久保 貞雄② 合田 繁久⑤ 瀬川 正道③
高原 典子② 立石 展章② 立石 英昭① 土田 実④ 藤村 良一① 宮崎 政博① 矢野 匡則③
弓削 道明③

第五区(財田・山本・豊中)

安藤 宣章① 内田 俊一⑤ 岡崎 浩司③ 黒川 賢一② 黒川千代子① 関 正志② 曽根 昭一①
壺谷 泰久② 豊田 諭謹② 藤田 薫① 牧 幹夫① 三野 年則③ 矢野 澄子②

第六区(高瀬・三野)

稻田 覚④ 岡原 雄二④ 小野 明則④ 佐藤 恒昭① 白川 和幸② 関 宏之③ 田中 秀都⑤
新延 修⑤ 福岡 祐子③ 藤原 雅樹④ 前川 武文⑥ 増田 孝③ 松尾 秀隆② 湯口 兼司④

第七区(詫間・仁尾)

今川 孝義④ 小野 敏夫③ 菅 徹夫① 高木 光③ 中 輝己③ 西川 誠② 前田 土郎④
増田 浩③ 真鍋 和典② 三木 久広① 三崎 威浩① 森 正勝④

第八区(善通寺・丸亀・仲多度・綾歌・坂出・高松)

秋山 寧夫③ 井川 博道② 入江 善久⑤ 岩井 勝英② 篠原 正樹③ 水野 謙作④ 三谷 秀樹③
山神 知③ 山倉 康平⑤ 山地 武文③

(注)総代の任期は3年です。氏名の後の数字は総代就任回数です。(敬称略・50音順)

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況

●地域金融の円滑化に関する取組み方針

地域金融の円滑化は、当金庫の経営理念である「地域のすべての人に、すべての企業に、しあわせと繁栄をもたらし、地域社会の発展に貢献する。」に通じ、創業以来脈々と受け継がれてきたものであります。その位置付けは、2020年度事業方針においても、基本方針の3本柱の一つである「支援力・営業力の深化・進化」への取組みとして盛り込まれています。具体的には、ビジネスモデルの変革に努め課題解決型金融の実践を深め、創る(創業・新事業支援)、育てる(生産性向上・経営革新支援)、守る(経営改善・事業再生支援)のライフステージに応じた支援を展開して質の高い金融仲介機能を發揮し、地域活性化に全力で取組んでまいります。当金庫の取組みを「金融仲介機能のベンチマーク」の指標の一端を開示して紹介させていただきます。

■ 金融仲介機能のベンチマーク

ベンチマークとは、観音寺信用金庫が、当金庫の経営理念や事業方針に掲げている金融仲介の質を高めていくため、当金庫の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価するための指標であります。

共通ベンチマーク	すべての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価する指標
選択ベンチマーク	当金庫の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標
独自ベンチマーク	当金庫が金融仲介機能の取組みを自己評価するうえで、独自に提供する指標

2020年度に行った、ライフサイクルに応じた取引先企業支援の主な取組みは以下のとおりです。

1.創業・新事業支援への取組み

商工会議所・商工会及び日本政策金融公庫との業務提携や、本部と営業店の連携による創業・新事業創設に対する情報収集の結果、2020年度創業支援及び新事業支援資金として18先、238百万円を実行しました。今後も更に積極的に創業・新事業支援に取組み、地域の活性化と発展に貢献してまいります。

金融仲介機能のベンチマーク

・共通 3 金融機関が関与した創業件数(単位:社)

当金庫が関与した創業件数	18
当金庫が関与した第二創業件数	0

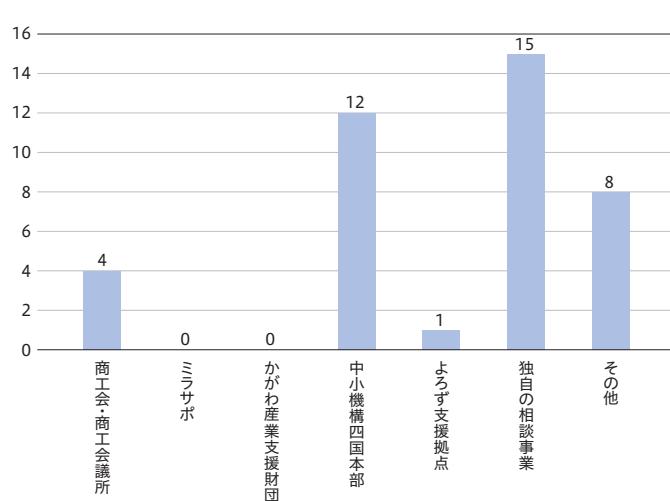
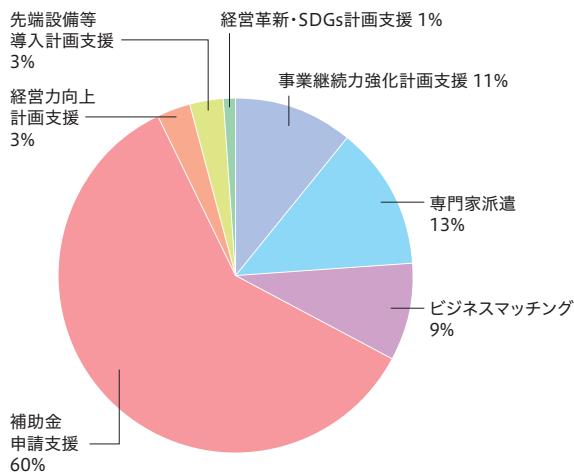
・選択 16 創業支援先(支援内容別 単位:社)

1. 創業計画の策定支援	18
2. 創業期の取引先への融資	プロパー
	信用保証付き
3. 政府系金融機関や創業支援機関の紹介	4
4. ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0

2.生産性向上・経営革新支援への取組み

当金庫は外部機関と連携することによってお客様の生産性向上・経営革新へのご支援を強化しています。

取引先企業の課題解決支援485社(累計)、うち外部機関と連携しての専門家派遣は40件となりました。



2020年4月～2021年3月

金融仲介機能のベンチマーク

- ・共通 5 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合
(先数単体ベース、単位:社、億円、%)

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	345	295
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	22.5	31.9

- ・選択 5 事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話をしている取引先数、及び、上記のうち、労働生産性向上のための対話をしている取引先数(単位:社)

事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話をしている取引先数	485
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話をしている取引先のうち、労働生産性の向上に資する対話をしている取引先数	435

- ・選択 40 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数(単位:社)

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	32
------------------------	----

- ・選択 43 取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数(単位:社)

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	189
--------------------------------	-----

3. 経営改善支援

取引先の経営改善支援につきましても、専門家派遣業活用して積極的に取組みました。専門家のアドバイスを経営者自ら主体性を持ち、取組んだ企業につきましては数社、大幅な改善が見られています。

金融仲介機能のベンチマーク

- ・共通 2 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善進捗状況(単位:社)

条変総数	好調先	順調先	不調先
54	15	4	35

4. 補助金申請サポートを活用した課題解決型金融への取組み

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は64件の申請支援を行い25件の採択を得ることができました(採択率39.0%)。また、コロナ禍での新生活様式に合わせたお客様ニーズに応じる形で「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」(申請76件、採択46件)、「えひめ地域産業力強化支援事業補助金」(申請30件、採択10件)、申請支援を行ったほか、IT導入補助金(申請2件)、小規模事業者持続化補助金(申請9件)、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」(申請3件)、「エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」(申請1件)などを含めると、今年度は合計で185件の補助金申請支援を手がけることができ合計88件467百の採択(採択率47.6%)に至りました。本年度の特徴的な取組みとしては、ポストコロナ・ウィズコロナを見据え社会経済環境の変化に対応した取引先企業の事業再構築支援を積極的に推進したことが挙げられます。

金融仲介機能のベンチマーク

- ・独自 各種補助金申請サポート件数及び採択数(単位:件、件、百万円)

各種補助金申請サポート件数	採択件数	採択金額
185	88	467

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度
新規に無保証で融資した件数	751件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	28.8%
保証契約を解除した件数	21件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

営業のご案内

●預金のご案内

種類	特 色	お預け入れ期間	お預け入れ額
当座預金	商取引に「かんしん」の小切手・手形等をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける決済口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	公共料金や給与・年金の指定口座や全国の金融機関でキャッシュカードがご利用になれます。年金受取口座はお利息が有利となります。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金 (無利息の普通預金)	1.決済用預金の3要件(①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること)を満たす預金で預金保険制度により全額保護されます。 2.現行の普通預金と同様に、公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取りができます。 3.現行の普通預金と同様に、個人のお客さまにつきましては、総合口座のお取扱いができます。 ※詳しくは、お近くの営業店の窓口へお問合せください。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	普通預金に定期預金をセットでき、必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動借入もできる便利な口座です。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」を通帳1冊とキャッシュカードをセットした預金です。	普通預金は出し入れ自由、定期預金は各預入期間	セットできる定期預金は100円以上
貯蓄預金	10万円以上、30万円以上と残高に応じて有利なお利息がつくお得な預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。 お引き出し2日前までにご通知が必要です。	据置期間7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備しておく預金で、利息には税金がかかりません。	引き出しは納税時	1円以上
定期預金	大口定期預金 お預け入れ時の市場実勢により金利が決まる安全・有利な預金です。 余裕資金の運用手段として最適です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金 大口定期に準ずる安全・有利な預金です。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	期日指定定期預金 1年複利の有利な利回りの預金です。お預け入れ後1年を経過しますと、1ヵ月以上前に満期日を指定でき、一部引き出しもできます。	1年以上 3年以内	100円以上
	変動金利定期預金 お預け入れ後6ヵ月毎に市場金利に連動し、金利が変動する定期預金です。 個人のお客様に限り、お得な半年複利型もご利用できます。	1年以上 3年以内	100円以上
	積立定期預金 (自由積立) 目標に合わせてマイペースで無理なく、有利に積立ができます。	1年以上 5年以内	100円以上
定期積金	スーパー積金 目標に合わせて毎月一定額を計画的に積み立て、まとまった資金を貯める積金です。掛け金はご指定の口座から自動振替もできます。	1年・2年・3年 4年・5年	100円以上
	旅行積金 毎月積立をしながら、当金庫主催の国内旅行・海外旅行にご参加いただけます。	3年	募集の都度設定
勤労者財産形成年金預金及び勤労者財産形成住宅預金	サラリーマンが在職中から人生設計を計画的に行う目的預金で、60歳以降年金として受け取れます。住宅取得も計画的に行えます。	5年以上	1,000円以上
商品名	特 色	お預け入れ期間	お預け入れ額
かんしん後見制度支援預金	後見制度を利用されている方の預金のうち、日常的な支払いをするために必要な金銭は後見人ご自身で管理をし、残りの通常使用しない金銭を、「後見制度支援預金」として管理する預金です。「後見制度支援預金」は、家庭裁判所の「指示書」に基づいて入金・出金が行われるため、被後見人の財産を安全かつ適切に保護・管理することができます。	期間の定めはございません	1円以上

留意事項

- ご預金により金利は異なります。金利は窓口に提示しておりますので、ご確認ください。
- 新規口座の開設、貸金庫などのお取引を開始されるとき、現金等による200万円を超える取引、10万円を超える現金での振込などの場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本人確認をさせていただきますので、本人確認書類(運転免許証・パスポート・各種健康保険証などの公的書類)をご用意ください。

●融資のご案内

種類・商品名	融資金額	期間	特色
割引手形			商業手形の割引をします。
手形貸付			仕入資金など短期運転資金をご融資します。
証書貸付			長期の設備資金・運転資金にご利用ください。
観信事業者カードローン	100万円以上 1,000万円以内	2年(更新可)	資金が必要な時、カード1枚でご契約の範囲内を限度に反復利用できます。 香川県信用保証協会保証付
観信事業者カードローンL	100万円以上 1億円以内	1年(更新可)	設備資金や運転資金がカード1枚で反復利用できます。
企業再生支援融資大応援団	1億円以内	10年以内	当金庫営業区域内で2年以上事業を営んでいる個人及び法人で積極的に企業再生に取り組まれる方々をご支援します。
創業支援特別融資フロンティア	500万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	当金庫営業区域内で6ヶ月以内に新たな事業を開始するか、または開始して3年以内の個人及び法人、起業家の方々をご支援します。
かんしん商工会議所・商工会メンバーズビジネスローン	3,000万円以内	5年以内	観音寺市・三豊市・丸亀市・坂出市・四国中央市の商工会議所・商工会の会員の方で、当金庫の営業区域内で現在の事業を2年以上営み、2期以上の決算を実施している法人または個人事業主
アグリビジネスローン	3,000万円以内	原則7年以内	当金庫営業地区内で農業を2年以上営んでいる法人及び20歳以上の農業に従事している方(但し、個人の方で借入時65歳以上の場合は、後継者がいる方)
アグリビジネスローン(貸越型)	1,000万円以内	契約日から1年後の応答日の前日(1年更新)	当金庫営業地区内で農業を2年以上営んでいる法人及び20歳以上の農業に従事している方(但し、個人の方で借入時65歳以上の場合は、後継者がいる方)
代理業務	信金中央金庫・株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人雇用・能力開発機構などの融資を取扱っております。限度額、期間等につきましては担当者にご相談ください。		

●個人向けローンのご案内

商品名	融資金額	期間	特色
かんしんニューマイホームローン・夢プラン	8,000万円以内	35年以内	全期間固定金利の住宅ローン。新築住宅・建売住宅・マンション購入・中古住宅・住宅用土地購入・増改築にご利用できます。
金利選択型住宅ローン	8,000万円以内	35年以内	3年・5年・10年固定金利及び変動金利の中から、ご自由に金利の選択ができ、他行住宅ローンの借換にもご利用できます。
無担保住宅ローン	1,500万円以内	20年以内	住宅の新築及び購入・他行住宅ローン借換・増改築資金にご利用でき、担保は不要です。5年・10年固定金利から金利選択できます。 (しんきん保証基金保証付)
リフォームプラン	1,000万円以内	15年以内	自宅のリフォーム(増改築・修繕)資金及びそれに伴う解体工事費用等にご利用できます。(しんきん保証基金保証付)
かんしんフリーローン	500万円以内	10年以内	自由(事業性資金・おまとめ資金も可)
かんしんカードローン	10万円以上 50万円以内	3年の自動更新	資金使途は自由(事業性資金は除く)。(しんきん保証基金保証付)
楽々カードローン	10万円以上 100万円以内	3年の自動更新	資金使途は自由(事業性資金は除く)。(セディナ保証付)
かんしんきゃっする	300万円以内	3年の自動更新	毎月のご返済額は、残高に応じた返済額(残高スライド方式)となります。 ご契約極度額の範囲内で毎月の自動審査により、ご利用限度額が減額されることがあります。(信金ギャランティ保証付)
カードローン『悠々』	50万円型、100万円型、 150万円型、200万円型	3年の自動更新	ご利用対象は年齢が満20歳以上60歳以下で保証会社の保証が得られる個人の方ですが、満60歳のお誕生日以降の当座貸越契約は更新できず、ご返済のみとなります。(オリエントコーポレーション保証付)
個人ローン	500万円以内	10年以内	資金使途は自由(事業性資金は除く)。(しんきん保証基金保証付)
カーライフプラン	1,000万円以内	10年以内	申込または申込人の家族が使用する自家用自動車、オートバイ、自転車にかかる購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)及び車検・修理費用等にご利用できます。(しんきん保証基金保証付)
教育プラン	1,000万円以内	16年以内	大学・短期大学・専門学校・高等学校・高等専門学校等の入学納付金にご利用できます。(しんきん保証基金保証付)
教育カードローン	50万円以上 500万円以内	5年以内	専用カードによるお引き出しにより、就学する学校等への納付金及び付帯費用にご利用できます。(しんきん保証基金保証付)
かんしんフリーローン500	10万円以上500万円以内 (専業主婦・パートの方は30万円以内)	10年以内	ご利用対象は年齢が満20歳以上満65歳以下、完済時70歳以下で定期収入(年金収入除く)のある個人の方で、資金使途は自由(事業資金・投機的資金は除く)。(オリエントコーポレーション保証付)
かんしんニューフリーローン『速決』	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	ご利用対象者は、満20歳以上かつ完済時満76歳未満の安定継続した収入のある方で、個人事業者・パート・アルバイト・主婦の方もご利用いただけます。 事業資金、借換え資金等資金使途自由。(クレディセゾン保証付)

営業のご案内

●サービス業務のご案内

サービスの種類	内容と特色
内国為替	送金・振込 当金庫はもちろん、日本全国の信用金庫、銀行、信用組合、労働金庫、農協等へ迅速、確実にご送金ができます。 代金取立 手形・小切手などを取立てし、ご指定の口座へ入金します。
キャッシュサービス	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫ならびにゆうちょ銀行での入出金、その他提携金融機関の自動機による出金取引ができます。なお、「しんきんゼロネットサービス」により全国の信用金庫の自動機手数料が無料となります。ただし、時間帯により手数料が必要となる場合があります。
ATM振込	ATMにて現金、キャッシュカードにより全国の金融機関へお振込みができます。
給与振込	毎月の給与や賞与が自動的に、支給日にご指定の口座に振込まれます。
年金振込	厚生年金・国民年金・共済年金等各種年金が、お受取日にご指定の口座へ振込まれます。
自動支払	公共料金、保険料、税金、クレジット、授業料などをご指定の口座から自動的にお支払いします。
自動受取	株式配当金などが、お受取日にご指定の口座へ振込まれます。
クレジットカード	「四国VISAカード」をはじめ、各種カードを取り扱っております。
デビットカード	デビットカード加盟店において、キャッシュカードをそのままお買い物にご利用できます。
電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき、「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。 手形の代替や売掛債権の流動化を図ることで、事業者の方の資金調達の円滑化等が期待されます。
ファームバンキング	お取引口座の残高・お取引明細照会や振込・振替などの資金移動が、パソコンや専用端末を使ってご利用できます。
インターネット&モバイルバンキング	パソコン・携帯電話よりアクセス。照会サービス、資金移動サービスがご利用できます。 また、インターネット上で上乗せ金利定期預金（店頭表示金利+0.1%）がご利用できます。
ファクシミリ振込サービス	ファクシミリ及びブッシュ電話により振込センターと直接交信し、振込指定日に自動的に振込します。
両替商業務	米ドル現金の両替をお取り扱いしています。
貸金庫	預金証書・株券・権利書・貴金属等を金庫室で安全に保管し、盗難や火災など不慮の事故からお守りします。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後でも、お客様の売上げ等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
スポーツ振興くじの当選金の払い戻し	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払い戻しを行っています。 取扱店は本店、国道支店となっています。
年金相談	年金のことならなんでもご相談ください。各店で毎月1回年金相談会を開催しています。また、商工会議所、商工会と提携して年金相談を行っています。専任の担当者が個別に応じていますからお気軽にご相談ください。
税務相談	通常、毎月2回第2・第4水曜日午後1時から本店にて専門家によるご相談をお受けしています。 お気軽にお申込みください。
休日相談会	当金庫南支店において、毎月第3日曜日の午前9時から午後3時まで休日相談会を開催しています。資金運用、住宅ローンの他各種ローン、借換相談、年金相談等などのようご相談でも結構です。お気軽にご相談ください。



<http://www.kanshin.co.jp>

●預り資産のご案内

■ 投資信託の窓口販売

投資信託は、多くのお客様からお預かりした資金を一つにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、国内外の株式や債券、不動産など多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客様にお返しする商品です。

また、投資信託は値動きのある証券に投資するため、元本の保証される商品ではありません。商品の詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。



■ 国債の窓口販売

長期利付国債、個人向け国債を取り扱っています。

■ 保険の窓口販売

当金庫での住宅ローン契約者を対象に「しんきんグッスマイル」、住宅ローン期間中の病気やけがで働けなくなった期間の返済を支援する「しんきんグッドサポート」を取り扱っています。また、個人年金保険や終身保険・ガン保険の取り扱いを行っています。

各種手数料一覧

■ 振込手数料 (2021年6月末現在)

窓口	当金庫・本支店あてのもの				他金庫(銀行)あてのもの				
	同一店		5万円未満	220円	四国地区内あて (電信・文書扱いとも)		5万円未満	440円	
		5万円以上	440円	四国地区外あて (他行文書扱い)		5万円未満	550円		
		5万円未満	330円	5万円以上		770円			
		5万円以上	550円	四国地区外あて (電信扱い)		5万円未満	660円		
				5万円以上		880円			
ATM振込	当金庫・本支店あてのもの				他行(銀行)あてのもの				
	現金による振込	同一店		5万円未満	110円	現金による振込	5万円未満	440円	
		5万円以上		330円			5万円以上	660円	
	本支店	5万円未満		220円		CDカード利用の振込	5万円未満	330円	
		5万円以上		440円			5万円以上	550円	
	CDカード利用の振込		5万円未満	無料	【他金庫(銀行)あてのもの】 (FB・HB・インターネット・モバイル・ファクシミリ振込)		5万円未満	330円	
	【当金庫・本支店あて】 (FB・HB・インターネット・モバイル・ファクシミリ振込)		無料		5万円以上		5万円以上	550円	
	定期自動				5万円未満1件につき 110円 5万円以上1件につき 330円 同一店舗間は無料				

(注)但し、ATMでの現金振込以外の5万円以上の振込については、当金庫会員の場合、220円差し引きます。

■ 取扱手数料

同一手形交換所(香川県内) ※但し、本支店間の小切手入金のみ無料。	小切手入金	110円
	手形取立	220円
上記以外の地域	普通扱い	660円
	至急扱い	880円

■ その他手数料

振込・送金の組戻料	1件につき	660円
取扱手形組戻料	1通につき	660円
取扱手形店頭呈示料	1通につき	660円
不渡手形返却料	1通につき	660円

■ 融資・不動産設定等に関する手数料

不動産設定に 係る調査事務 手数料	新規設定金額 及び増減金額	10百万円未満	11,000円
		50百万円未満	33,000円
		50百万円以上	55,000円
	債務者の変更登記等		11,000円
住宅ローン調査事務手数料「保証会社保証付」の場合 (但し全国保証付は108,000円)			55,000円
住宅ローン「かんしんマイホームローン・スペシャルプラン (保証料ゼロ)」の場合			110,000円

■ その他事務手続手数料

貸金庫 年間使用料	本店営業部 (手動式)	大	13,200円
		中	11,000円
		小	7,700円
	豊浜支店 (全自動)	特大	23,100円
		大	20,900円
		中	18,700円
		小	16,500円
	豊中支店 (全自動)	特大	23,100円
		中	18,700円
		小	16,500円
	四国中央支店 (全自動)	特大	23,100円
		中	18,700円
		小	16,500円

※上記手数料につきましては消費税10%を含みます。

■ 両替手数料

■ 住宅ローン変更手数料

紙幣・硬貨とも下記の枚数により手数料をいただきます。	
100枚以下	無料
101枚から300枚	110円
301枚から500枚	220円
501枚から1,000枚	330円
1,000枚ごとに	330円加算

■ CD・ATM利用手数料

種類	利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:40~21:00
	土曜日	8:40~19:00
	日曜・祝日・休日	無料
四国地区外 信用金庫	平日	8:40~18:00
		18:00~21:00
	土曜日	8:40~14:00
四国地区内 信用金庫	日曜・祝日・休日	14:00~19:00
	平日	8:40~21:00
	土曜日	8:40~19:00
信用金庫 以外の 金融機関	日曜・祝日・休日	無料
	平日	8:40~18:00
		18:00~21:00

■ 当座取引に関する手数料

種類	内容	手数料
小切手帳発行手数料	1冊(50枚)につき	880円
手形帳発行手数料	1冊(25枚)につき	550円
署名判印刷サービス	(初回登録時のみ)	5,500円
自己宛小切手の発行手数料	1枚につき	550円

■ でんさいに関する手数料

種類	手数料
毎月の基本料(2022年1月31日まで無料)	1,100円
発生記録手数料(債務者請求方式、債権者請求方式)	1回につき 330円

お客様保護等への取組み

●顧客保護等管理方針

- 1.当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 2.当金庫は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適切な情報提供と商品説明を行う。
- 3.当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努める。
- 4.当金庫は、お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取り扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる。
- 5.当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努める。

※本方針において「お客様」とは「当金庫をご利用されている方及びご利用しようとされている方」を意味する。

※お客様保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務。

●反社会的勢力に対する基本方針

私ども観音寺信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①～③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

●苦情処理措置・紛争解決措置等の概要(金融ADR制度への対応)

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)に迅速・公正かつ適切に対応するため、内部管理態勢を整備し、その内容をホームページ及び営業店の店頭掲示板で公表しております。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

【苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください】

観音寺信用金庫 総務部コンプライアンス課
 住所 : 〒768-0060 香川県観音寺市観音寺町甲3377番地の3
 TEL : (代表電話)0875-25-2181
 FAX : 0875-25-5895
 Eメール : s1833000@facetoface.ne.jp
 受付時間 : (当金庫営業日の)9:00~17:00
 受付媒体 : 電話、FAX、Eメール、手紙、面談

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4.当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部コンプライアンス課にご相談ください。

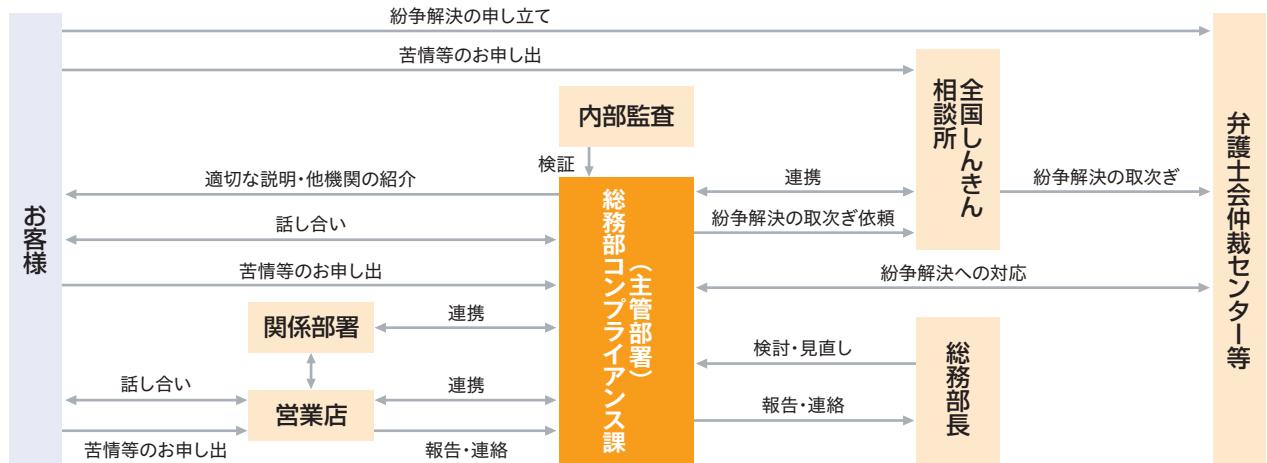
全国しんきん相談所((一社)全国信用金庫協会)

1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	信用金庫営業日 9:00~17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

- 5.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部コンプライアンス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	所在地	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6.苦情等への取組体制



法令等遵守(コンプライアンス)の体制

コンプライアンスとは、各種法令や職場内規程を厳格に遵守することはもちろん、広く倫理や社会ルールを遵守することです。

当金庫では、コンプライアンス重視の企業風土を醸成することを経営の最重要課題と位置づけ、役職員の行動規範として倫理綱領を定めています。また、具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、それを元に金庫の社会的使命と公共性を十分自覚し、業務を遂行することで地域社会の信頼を得てきました。

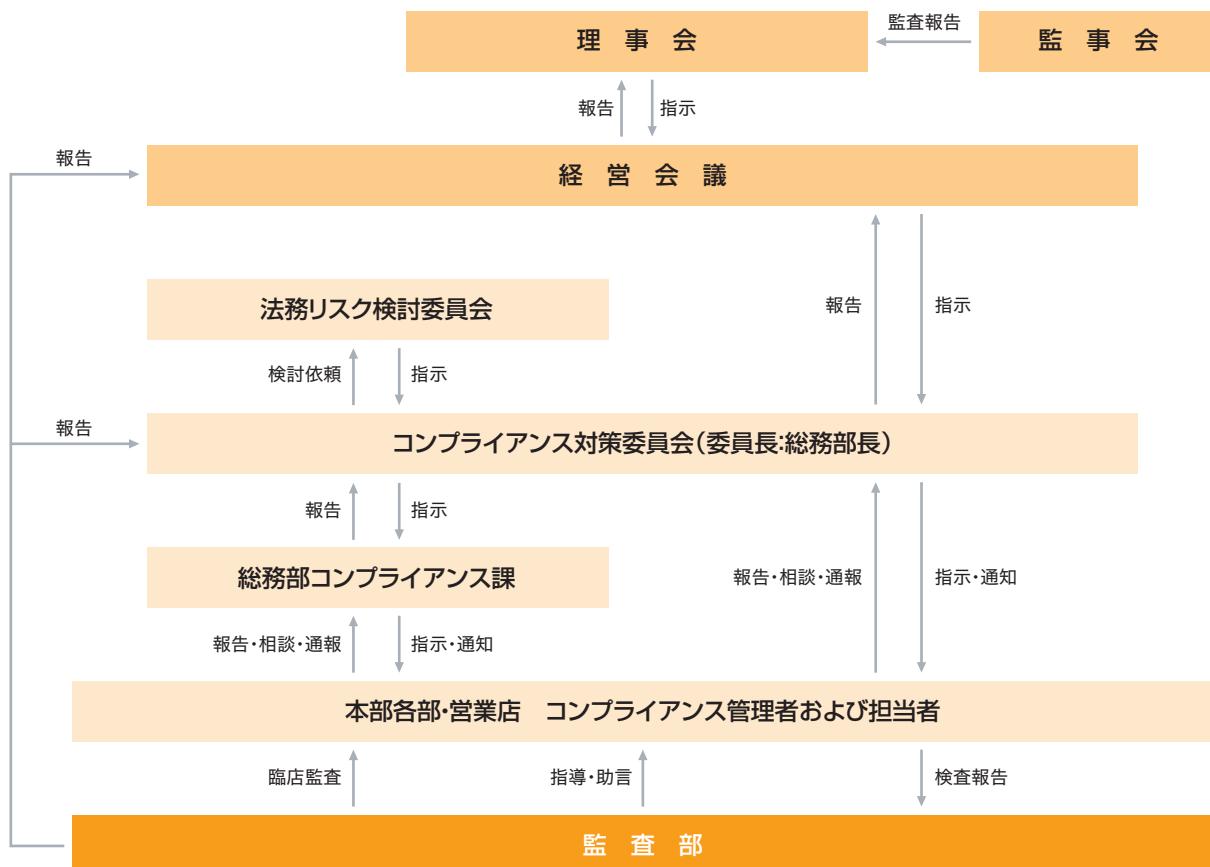
また、コンプライアンスの具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度に理事会の承認を得て策定し、これに基づき研修の実施等の啓蒙活動を行い、コンプライアンスの徹底に取組んでいます。さらに本部各部署・営業店にはコンプライアンス管理者及び担当者を配置し、毎月の点検や研修を実施するとともに、監査部門の検証や臨店監査により、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めています。

●観音寺信用金庫倫理綱領

当金庫は、経営の自己責任原則を徹底するとともに、法令等を遵守することが経営の重要な課題であるとの認識のもと、より強固な企業倫理を構築するため、当金庫の倫理綱領を制定し、経営トップ自ら率先垂範して取組み、全役職員が日常の業務遂行において実践に努めます。

- 1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- 3.法令やルールの厳格な遵守
- 4.地域社会とのコミュニケーション
- 5.従業員の人権の尊重等
- 6.環境問題への取組み
- 7.社会貢献活動への取組み
- 8.反社会的勢力との関係遮断

●コンプライアンスの組織体制



リスク管理の体制

金融機関におけるリスクが一段と多様化・複雑化する中、経営の健全性の確保と収益性の向上を図るために、リスクを適切に管理・コントロールしていく必要があります。当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、金融環境の変化に柔軟に対応できるよう、リスクを統合的に管理する体制を構築するとともに、その充実・強化に努めています。

■ 信用リスク管理

信用リスクとは、与信取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出金の健全性を維持するため、融資審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、自己査定の債務者区分及び分類結果等に基づき、適切なポートフォリオ管理に反映させています。

■ 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利の変動による「金利リスク」、株式や債券の価格変動による「価格変動リスク」、為替相場の変動による「為替リスク」など様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会を設置し、経済・金利の見通しに基づき、資産・負債を統合的に管理し、収益の安定化を図っています。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる資金繰りリスクや、市場の制限により保有する有価証券の取引ができなくなる市場流動性リスク等で当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金の流動性を確保するために、市場性の高い国債等の債券を中心に運用しているほか、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制が整っています。

■ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、不適切な内部手続き・人的要因・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生ずる損失に関するリスクのことです。

・事務リスク管理

事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故・不正等により、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部が本支店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、本支店には店内検査の実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事件・事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

・システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備等によるもの、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、金融機関の収益や信用が損なわれるリスクのことです。当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して、同センターは、コンピュータ、口座元帳のファイル、通信回線などの二重化及びバックアップセンターの設置等により、大規模災害等の不測の事態に備えて万全の体制を構築しています。

・法務リスク

金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れがある行為(法令等遵守違反行為)が発生することで当庫の信用の失墜を招き、当庫が損失を被るリスクです。

・人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)及び差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害のリスクです。

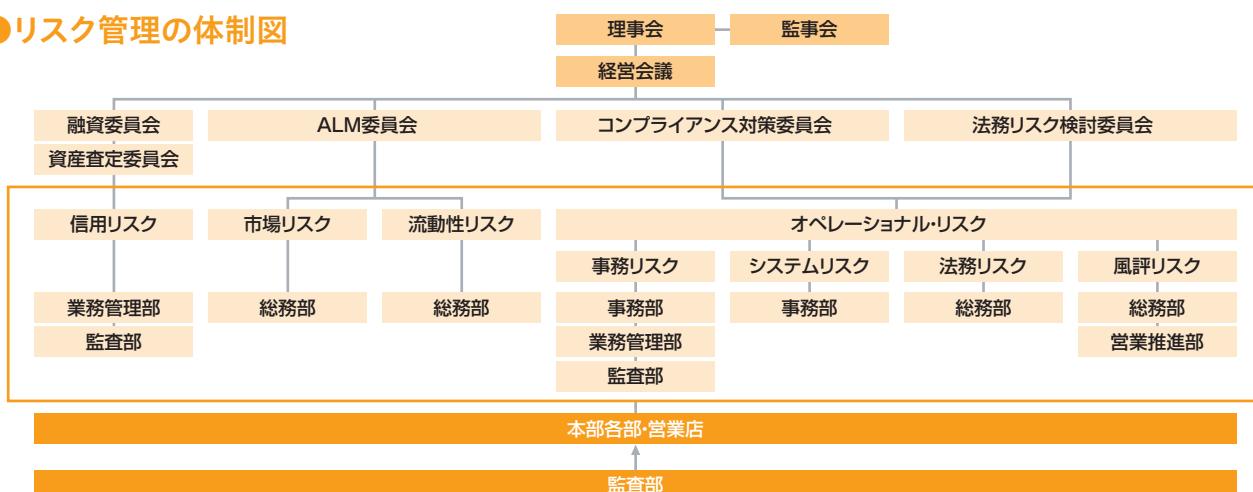
・有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のリスクです。

・風評リスク

マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対する顧客等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。

●リスク管理の体制図



決算の状況

貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2020年3月期	2021年3月期
現 金	2,510	2,384
預 け 金	76,335	80,746
買 入 金 錢 債 権	5,058	4,062
金 錢 の 信 託	1,100	600
有 価 証 券	183,164	207,469
国 債	36,271	39,923
地 方 債	16,230	17,834
社 債	68,408	78,120
株 式	2,668	3,379
そ の 他 の 証 券	59,585	68,211
貸 出 金	142,073	158,982
割 引 手 形	1,429	1,046
手 形 貸 付	5,548	4,314
証 書 貸 付	121,253	141,462
当 座 貸 越	13,843	12,159
そ の 他 資 産	1,696	1,714
未 決 済 為 替 貸	26	24
信 金 中 金 出 資 金	1,213	1,213
前 払 費 用	1	—
未 収 収 益	435	455
そ の 他 の 資 産	20	21
有 形 固 定 資 産	2,876	2,852
建 物	1,064	1,019
土 地	1,626	1,626
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	185	205
無 形 固 定 資 産	10	12
ソ フ ト ウ エ ア	0	2
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	9
繰 延 税 金 資 産	712	—
債 務 保 証 見 返	1,070	1,054
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△2,778 (△2,678)	△2,760 (△2,619)
合 計	413,831	457,120

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2020年3月期	2021年3月期
預 金 積 金	316,642	341,135
当 座 預 金	4,371	4,137
普 通 預 金	58,243	75,264
貯 蓄 預 金	154	185
通 知 預 金	290	258
定 期 預 金	237,163	244,376
定 期 積 金	12,066	11,894
そ の 他 の 預 金	4,354	5,019
借 用 金	55,083	70,068
借 入 金	55,083	70,068
そ の 他 負 債	880	909
未 決 済 為 替 借	34	45
未 払 費 用	181	225
給 付 補 備 金	3	2
未 払 法 人 税 等	470	439
前 受 収 益	20	12
払 戻 未 済 金	0	1
職 員 預 り 金	75	101
そ の 他 の 負 債	92	82
賞 与 引 当 金	52	60
退 職 給 付 引 当 金	198	178
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	168	189
偶 発 損 失 引 当 金	34	35
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	0
繰 延 税 金 負 債	—	138
債 務 保 証	1,070	1,054
負 債 計	374,132	413,772
純 資 産	39,698	43,347
出 資 金	686	694
普 通 出 資 金	686	694
利 益 剰 余 金	39,439	40,888
利 益 準 備 金	679	686
そ の 他 利 益 剰 余 金	38,759	40,201
特 別 積 立 金	37,242	38,592
(経営安定化積立金)	(2,704)	(2,704)
当 期 未 处 分 剰 余 金	1,516	1,609
会 員 勘 定 合 計	40,125	41,582
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△427	1,765
負債及び純資産の部合計	413,831	457,120

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
 - また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～60年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権除外)に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
なお、破綻及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち、一定の条件に該当する債務者については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月分)
0.1280%
- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。

ます。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金7百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乘じることで算定されるため、左記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,760百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業区域周辺経済への影響が懸念されますが、当該影響は限定的であり、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。当該新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前事業年度における仮定から重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額766百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 17百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,676百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額はありません。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,374百万円、延滞債権額は2,368百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は80百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び出条件緩和債権額の合計額は3,823百万円であります。なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,046百万円であります。

決算の状況

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	10,983百万円
有価証券	64,860百万円
担保資産に対応する債務	
預金	82百万円
借用金	70,068百万円

上記のほか、為替決済、当座借越の取引の担保として、預け金のうち、信金中央金庫定期預金1,600百万円を差し入れております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は330百万円であります。

26. 出資1口当たりの純資産額 31,203円01銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業区域内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出金規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務管理部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、経営会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで経営会議に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、経営会議の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の管理のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、経営会議及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上

昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は、10,271百万円減少するものと把握しております。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	2,384	2,384	—
(2) 預け金(*1)	80,746	81,035	288
(3) 買入金銭債権	4,062	4,062	—
(4) 有価証券	207,035	207,071	35
満期保有目的の債券	1,903	1,938	35
その他有価証券	205,132	205,132	—
(5) 貸出金(*1)	158,982		
貸倒引当金(*2)	△2,760		
	156,222	159,807	3,584
金融資産計	450,452	454,361	3,908
(1) 預金積金(*1)	341,135	341,466	331
(2) 借用金(*1)	70,068	70,203	134
金融負債計	411,204	411,670	465

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金、(2)預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3)買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(5)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿

価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価しております。

(2) 借用金

借用金については、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	17
非上場株式等	416
合計	433

子会社・子法人等株式及び非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	48,246	28,000	—	4,500
買入金銭債権	1,800	1,995	260	—
有価証券	23,221	77,609	63,820	29,484
満期保有目的の債券	500	—	200	1,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	22,721	77,609	63,620	28,284
貸出金(※)	25,345	59,968	36,902	21,698
合計	98,613	167,572	100,983	55,682

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金及び借用金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	310,071	31,028	—	35
借用金	9,914	55,563	3,635	955
合計	319,986	86,592	3,635	990

(※) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券等の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」、「買入金銭債権」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,502	1,543	40
	小計	1,502	1,543	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	400	395	△5
	小計	400	395	△5
合計		1,903	1,938	35

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,823	1,377	445
	債券	96,075	94,355	1,720
	国債	34,618	33,876	742
	地方債	14,022	13,736	286
	社債	47,434	46,742	691
	その他	39,065	37,202	1,863
	小計	136,964	132,935	4,029
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,522	1,810	△288
	債券	39,802	40,242	△439
	国債	5,304	5,372	△67
	地方債	3,812	3,821	△9
	社債	30,685	31,048	△362
	その他	26,842	27,710	△868
	小計	68,167	69,763	△1,596
合計		205,132	202,699	2,433

買入金銭債権 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,363	3,355	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	699	700	△0
合計	4,062	4,055	7

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	636	148	—
債券	1,726	14	585
国債	1,004	5	—
地方債	—	—	—
社債	721	8	585
その他	1,842	280	32
合計	4,205	443	617

31. 減損処理を行った有価証券

有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理した有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券については、期末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は時価が30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の財務内容等に基づく判定基準に該当する場合であります。

32. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の 金銭の信託	600	600	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は44,879百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが26,362百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をできる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産	47百万円
減価償却超過額	284
貸倒引当金	34
未払事業税	16
賞与引当金	49
退職給付引当金	52
役員退職慰労引当金	3
その他の有形固定資産	21
有価証券評価損	30
その他	—
緑延税金資産小計	539
評価性引当額	△3
緑延税金資産合計	535
緑延税金負債	—
その他有価証券評価差額金	674
緑延税金負債合計	674
緑延税金負債の純額	138百万円

決算の状況

損益計算書

科 目		101期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	102期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	(単位:千円)	
経 常 収 益	4,661,369	4,977,190			
資 金 運 用 収 益	4,006,034	4,205,170			
貸 出 金 利 息	1,850,761	1,948,283			
預 け 金 利 息	97,051	93,353			
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,984,008	2,110,871			
そ の 他 の 受 入 利 息	74,213	52,661			
役 務 取 引 等 収 益	281,254	280,494			
受 入 為 替 手 数 料	129,970	130,283			
そ の 他 の 役 務 収 益	151,283	150,211			
そ の 他 業 務 収 益	349,354	309,724			
外 国 為 替 売 買 益	—	70			
国 債 等 債 券 売 却 益	282,065	295,014			
そ の 他 の 業 務 収 益	67,287	14,639			
そ の 他 経 常 収 益	24,728	181,800			
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	17,809			
償 却 債 権 取 立 益	7	—			
株 式 等 売 却 益	18,924	148,799			
金 錢 の 信 託 運 用 益	5,080	13,518			
そ の 他 の 経 常 収 益	715	1,673			
経 常 費 用	2,739,396	2,903,431			
資 金 調 達 費 用	201,859	194,925			
預 金 利 息	168,917	161,728			
給 付 捕 備 金 緑 入 額	2,687	2,562			
借 用 金 利 息	29,383	29,638			
そ の 他 の 支 払 利 息	870	996			
役 務 取 引 等 費 用	331,889	340,697			
支 払 為 替 手 数 料	53,939	53,824			
そ の 他 の 役 務 費 用	277,950	286,872			
そ の 他 業 務 費 用	348	622,106			
外 国 為 替 売 買 損	38	—			
国 債 等 債 券 売 却 損	—	617,520			
国 債 等 債 券 償 戻 損	—	4,263			
そ の 他 の 業 務 費 用	310	322			
経 費	1,868,205	1,722,855			
人 件 費	1,039,942	1,024,401			
物 件 費	799,090	660,270			
税 金	29,172	38,184			
そ の 他 経 常 費 用	337,093	22,845			
貸 倒 引 当 金 緑 入 額	192,037	—			
貸 出 金 償 却	21	51			
株 式 等 売 却 損	8,656	—			

科 目		101期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	102期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	(単位:千円)	
株 式 等 償 却		112,055	—		
そ の 他 資 産 償 却		58	62		
そ の 他 の 経 常 費 用		24,264	22,731		
経 常 利 益		1,921,973	2,073,759		
特 別 利 益		22,838	19		
固 定 資 産 処 分 益		512	19		
そ の 他 の 特 別 利 益		22,326	—		
特 別 損 失		24,889	1,203		
固 定 資 産 処 分 損		24,783	1,156		
減 損 損 失		106	47		
税 引 前 当 期 純 利 益		1,919,921	2,072,575		
法 人 税 住 民 税 や び 事 業 税		559,594	555,760		
法 人 税 等 調 整 額		△ 59,364	13,386		
法 人 税 等 合 計		500,230	569,146		
当 期 純 利 益		1,419,691	1,503,428		
繰 越 金 (当 期 首 残 高)		97,232	105,658		
当 期 未 処 分 剰 余 金		1,516,923	1,609,087		

(注)1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純利益金額1,087円40銭

3.当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(注)1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純利益金額1,087円40銭</p

会計監査人による監査

2019年度及び2020年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月22日

観音寺信用金庫
理事長

須田 雅夫 

監査報告書

監査報告書謄本

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31までの第102期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のことおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持しつつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)業務報告等の監査結果

- 一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月27日

観音寺信用金庫

常勤監事	合	田	憲	司	
監事	前	川	武	文	
監事	中	輝	輝	己	
監事	名	尾	勉	勉	

(注)監事 名尾勉は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

主要な業務の状況を示す指標

最近5年間の主な経営指標の推移

年 度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	4,450,757千円	4,554,914千円	4,510,825千円	4,661,369千円	4,977,190千円
経常利益	2,096,749千円	2,136,333千円	2,120,684千円	1,921,973千円	2,073,759千円
当期純利益	1,516,467千円	1,532,086千円	1,539,857千円	1,419,691千円	1,503,428千円
出資総額	665百万円	673百万円	679百万円	686百万円	694百万円
出資総口数	1,330千口	1,346千口	1,359千口	1,372千口	1,389千口
純資産額	39,049百万円	39,861百万円	41,252百万円	39,698百万円	43,347百万円
総資産額	338,956百万円	359,062百万円	387,980百万円	413,831百万円	457,120百万円
預金積金残高	281,480百万円	292,110百万円	303,442百万円	316,642百万円	341,135百万円
貸出金残高	114,781百万円	123,525百万円	134,886百万円	142,073百万円	158,982百万円
有価証券残高	170,128百万円	177,930百万円	180,615百万円	183,164百万円	207,469百万円
単体自己資本比率	25.25%	23.53%	22.06%	19.95%	20.36%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	40円	30円	30円	40円	30円
役員数	17人	16人	17人	17人	17人
うち常勤役員数	7人	7人	7人	7人	7人
職員数	149人	156人	149人	148人	152名
会員数	18,980人	19,071人	19,046人	19,094人	19,183名

業務粗利益

(単位:千円)		
科 目	2019年度	2020年度
資金運用収支	3,804,175	4,010,244
資金運用収益	4,006,034	4,205,170
資金調達費用	201,859	194,925
役務取引等収支	△50,635	△60,203
役務取引等収益	281,254	280,494
役務取引等費用	331,889	340,697
その他の業務収支	349,004	△312,381
その他業務収益	349,352	309,724
その他業務費用	348	622,106
業務粗利益	4,103,029	3,637,996
業務粗利益率	1.05%	0.84%

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2019年度485千円、2020年度336千円)を控除して表示しております。

2.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3.国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

(単位:千円)		
	2019年度	2020年度
業務純益	2,279,022	1,935,902
実質業務純益	2,255,355	1,935,902
コア業務純益	1,973,289	2,262,672
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,957,719	2,055,080

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないことをしています。また、貸倒引当金線入額が全体として線入超過の場合、一般貸倒引当金線入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金線入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、

国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

種 類	2019年度			2020年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	386,920	4,006,034	1.03	430,148	4,205,170	0.97
うち貸出金	136,926	1,850,761	1.35	152,293	1,948,283	1.27
うち預け金	65,242	97,051	0.14	78,661	93,353	0.11
うち有価証券	179,122	1,984,008	1.10	194,819	2,110,871	1.08
資金調達勘定	351,531	201,859	0.05	392,373	194,925	0.04
うち預金積金	306,986	171,604	0.05	329,553	164,290	0.04
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	45,428	29,383	0.06	63,563	29,638	0.04

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度1,056百万円、2020年度836百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2019年度970百万円、

2020年度842千円)及び費用(2019年度485百万円、2020年度336千円)をそれぞれ控除して表示しております。

2.国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利 鞘

(単位:%)		
種 類	2019年度	2020年度
資 金 運 用 利 回	1.03	0.97
資 金 調 達 原 価 率	0.58	0.48
総 資 金 利 鞘	0.45	0.49

総資産経常利益率 総資産当期純利益率

(単位:%)		
項 目	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.49	0.48
総資産当期純利益率	0.36	0.34

(注)総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

受取・支払利息の増減

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 額	残高による増減	利率による増減	純 増 額
受取利息	114,663	△35,356	79,306	455,080	△234,393	220,687
うち貸出金	73,277	△60,975	12,301	206,629	△109,106	97,522
うち預け金	17,873	△12,926	4,947	88,377	△92,074	△3,697
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	23,512	38,545	62,057	160,074	△33,211	126,862
支払利息	15,602	△3,610	11,992	5,797	△12,856	△7,059
うち預金積金	8,373	—	8,373	4,250	△11,565	△7,314
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	7,229	△3,610	3,619	1,546	△1,291	255

(注)1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法にてしております。

2.国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

子会社等

会社名	かんしんビジネスサポート(株)	設立年月日	昭和42年1月31日
所在地	香川県観音寺市観音寺町甲3377番地3	資本金	18百万円
業務内容	損害保険代理業、生命保険代理業、自動車運行及びその管理業務	当金庫議決権比率	100.00%

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定(※)しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.決定時期と支払時期

(2)2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	116

(注)1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任し

た者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」95百万円、「退職慰労金」は20百万円でした。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用者兼務役員の使用者としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号並びに第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2020年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金に関する指標

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金残高

区分	2019年度	2020年度
固定金利定期預金	237,153	244,367
変動金利定期預金	9	9
その他の 定期預金	—	—
定期預金合計	237,163	244,376

(注)1.固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
2.変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高

科 目	2019年度	2020年度
流動性預金	59,373	76,484
うち有利息預金	55,878	72,358
定期性預金	247,185	252,623
うち固定金利定期預金	236,120	241,488
うち変動金利定期預金	9	9
その他の 定期預金	428	445
計	306,986	329,553
譲渡性預金	—	—
合計	306,986	329,553

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金に関する指標

貸出金科目別平均残高状況

区分	2019年度	2020年度
手形貸付	5,561	5,010
証書貸付	118,375	134,891
当座貸越	11,638	11,289
割引手形	1,351	1,102
合計	136,926	152,293

(注)国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません

固定金利及び変動金利の 区分別貸出残高状況

区分	2019年度	2020年度
固定金利	67,053	83,283
変動金利	75,020	75,699
合計	142,073	158,982

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

種類	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	1,375	962
有価証券	—	—
動産	690	718
不動産	17,442	18,319
その他の 担保	—	—
計	19,508	20,001
信用保証協会・信用保険	31,540	52,510
保証	6,939	5,726
信用	84,084	80,744
合計	142,073	158,982

種類	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	43	28
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	9	9
その他の 担保	—	—
計	52	38
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	11	13
信用	1,006	1,003
合計	1,070	1,054

資金使途別貸出金残高

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	残高	構成比%	残高	構成比%
設備資金	53,619	37.75	52,750	33.18
運転資金	88,454	62.25	106,232	66.82
合計	142,073	100.00	158,982	100.00

貸出金業種別残高状況

(単位:件、百万円)

業種区分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	残高	構成比%	貸出先数	残高	構成比%
製造業	333	16,435	11.6	374	18,421	11.6
農業、林業	99	2,827	2.0	89	2,992	1.9
漁業	15	53	0.0	16	40	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	830	0.6	4	818	0.5
建設業	457	14,542	10.2	525	18,678	11.7
電気・ガス・熱供給・水道業	22	1,348	0.9	21	1,301	0.8
情報通信業	7	220	0.2	7	218	0.1
運輸業、郵便業	124	8,294	5.8	121	10,026	6.3
卸売業、小売業	358	12,095	8.5	419	15,612	9.8
金融業、保険業	19	8,667	6.1	21	9,642	6.1
不動産業	167	10,037	7.1	173	10,126	6.4
物品賃貸業	10	856	0.6	10	938	0.6
学術研究・専門・技術サービス	20	573	0.4	24	682	0.4
宿泊業	11	292	0.2	14	336	0.2
飲食業	96	1,230	0.9	156	2,219	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	98	2,026	1.4	150	2,710	1.7
教育・学習支援業	10	366	0.3	15	294	0.2
医療・福祉	53	2,914	2.1	67	3,357	2.1
その他サービス	139	3,359	2.4	185	4,977	3.1
小計	2,042	86,974	61.2	2,391	103,397	65.0
地方公共団体	10	20,184	14.2	10	21,502	13.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,160	34,914	24.6	7,704	34,083	21.4
合計	10,212	142,073	100.00	10,105	158,982	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区分	2019年度	2020年度
期末預貸率	44.86	46.60
期中平均預貸率	44.60	46.21

(注) 1.預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
消費者ローン残高	8,955	8,245
住宅ローン残高	24,249	24,300

貸出金に関する指標

貸出金償却

	(単位:千円)	
	2019年度	2020年度
貸出金償却額	21	51

代理貸付残高状況

区分	(単位:百万円)	
	2019年度	2020年度
信金中央金庫	1,002	1,000
日本政策金融公庫	75	82
住宅金融支援機構	394	314
福祉医療機構	7	4
合計	1,479	1,401

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

	2019年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	123	99	—	123	99
	2020年度	99	140	—	99	140
個別貸倒引当金	2019年度	2,499	2,678	36	2,462	2,678
	2020年度	2,678	2,619	0	2,678	2,619
合計	2019年度	2,622	2,778	36	2,586	2,778
	2020年度	2,778	2,760	0	2,777	2,760

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高

	2019年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	残高合計
国債	1,210	18,400	12,204	1,232	808	2,413	—	36,271
地方債	1,811	2,851	3,080	2,657	5,291	537	—	16,230
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	7,485	15,267	12,352	8,784	13,330	8,485	2,701	68,408
株式	—	—	—	—	—	—	2,668	2,668
外国証券	4,560	9,679	9,109	5,768	5,623	10,912	1,146	46,801
その他の証券	854	652	1,611	2,845	3,889	496	2,433	12,783
合計	15,923	46,851	38,359	21,288	28,943	22,846	8,949	183,164

(単位:百万円)

	2020年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	残高合計
国債	10,690	13,483	7,370	—	2,007	6,370	—	39,923
地方債	1,106	3,356	3,165	2,799	6,869	538	—	17,834
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	7,303	13,407	13,646	10,968	20,595	9,375	2,823	78,120
株式	—	—	—	—	—	—	3,379	3,379
外国証券	4,229	11,531	8,011	5,192	6,280	13,217	1,265	49,728
その他の証券	—	1,794	2,679	5,801	3,483	484	4,239	18,483
合計	23,330	43,572	34,872	24,762	39,236	29,986	11,707	207,469

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種類	2019年度		2020年度	
	有価証券平均残高	構成比%	有価証券平均残高	構成比%
国債	37,025	20.67	37,423	19.20
地方債	16,681	9.31	17,159	8.80
短期社債	—	—	—	—
社債	64,711	36.12	73,305	37.62
株式	3,254	1.81	3,273	1.68
外国証券	45,825	25.58	48,638	24.96
その他の証券	11,624	6.48	15,018	7.70
合計	179,122	100.00	194,819	100.00

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
有価証券(期末残高)(A)	183,164	207,469
預金(期末残高)(B)	316,642	341,135
預証率(A/B)	57.84%	60.81%
期中平均	58.34%	59.11%

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	899	924	24	1,502	1,543	40
	小計	899	924	24	1,502	1,543	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	802	750	△52	400	395	△5
	小計	802	750	△52	400	395	△5
合計		1,702	1,674	△27	1,903	1,938	35

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

有価証券に関する指標

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	719	556	163	1,823	1,377	445
	債券	89,793	87,630	2,162	96,075	94,355	1,720
	国債	34,138	33,080	1,058	34,618	33,876	742
	地方債	14,575	14,217	357	14,022	13,736	286
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	41,079	40,332	746	47,434	46,742	691
	その他	20,092	19,311	781	39,065	37,202	1,863
	小計	110,605	107,498	3,107	136,964	132,935	4,029
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,734	2,469	△734	1,522	1,810	△288
	債券	31,117	31,588	△471	39,802	40,242	△439
	国債	2,132	2,182	△50	5,304	5,372	△67
	地方債	1,655	1,661	△6	3,812	3,821	△9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	27,328	27,743	△415	30,685	31,048	△362
	その他	37,378	39,881	△2,502	26,842	27,710	△868
	小計	70,231	73,940	△3,708	68,167	69,763	△1,596
合計		180,837	181,438	△601	205,132	202,699	2,433

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	17	17	17	17
非上場株式	196	196	16	16
その他	411	411	399	399
合計	625	625	433	433

(注)国際業務部門はございませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ありません。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

2019年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
1,100	1,100	—	—	—
2020年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
600	600	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

公共債引受額の推移

(単位:百万円)

種類	2019年度	2020年度
国債(中、短期国債含む)	—	—
政府保証債	22	—
合計	22	—

国債等公共債の窓口販売実績

(単位:百万円)

種類	2019年度	2020年度
国債	—	—

リスク管理債権額等

今期のリスク管理債権の合計は38億23百万円であります。このリスク管理債権の担保・保証額等の合計は11億40百万円あります。また、貸倒引当金も26億29百万円計上しており、担保・保証額と貸倒引当金を合計しますと37億69百万円になり、現在の管理債権につきましてはまったく懸念ございません。また、将来の信用リスク発生に対しましても、27億4百万円を経営安定化積立金として積み立てており、備えは万全です。

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
破綻先債権額 (A)	1,269	1,374
延滞債権額 (B)	2,581	2,368
合計 (C)=(A)+(B)	3,851	3,742
担保・保証額 (D)	1,172	1,122
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	2,678	2,619
個別貸倒引当金 (F)	2,678	2,619
同引当率 (G)=(F) / (E) (%)	100.00%	100.00%

2 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	3	—
貸出条件緩和債権額 (I)	—	80
合計 (J)=(H)+(I)	3	80
担保・保証額 (K)	3	17
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	—	62
貸倒引当金 (M)	2	9
同引当率 (N)=(M) / (L) (%)	—	14.92%

3 リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
(C)+(J)	3,854	3,823

1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあつた債務者
- ②再生手続開始の申立てがあつた債務者
- ③破産手続開始の申立てがあつた債務者
- ④特別清算開始の申立てがあつた債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

リスク管理債権額等

金融機能再生法による資産査定の額及び引当状況

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,452	3,373
危険債権	400	372
要管理債権	3	80
正常債権	139,703	156,627
合計	143,558	160,453

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

単位未満切捨て

金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
金融再生法上の不良債権 (A)	3,855	3,826
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,452	3,373
危険債権	400	372
要管理債権	3	80
保全額 (B)	3,856	3,773
貸倒引当金 (C)	2,678	2,629
担保・保証等 (D)	1,177	1,144
保全率 (B) / (A) (%)	100.02 (%)	98.62 (%)
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	100.03 (%)	98.03 (%)

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

バーゼルⅢ(国内基準)第3の柱に関する開示

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,071	41,541
うち、出資金及び資本剰余金の額	686	694
うち、利益剰余金の額	39,439	40,888
うち、外部流出予定額(△)	54	41
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	99	140
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	99	140
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	40,170
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	10	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	12
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	10
自己資本		
自己資本の額	((イ)-(口)) (ハ)	40,160
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	194,190	197,407
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,195	△4,143
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,195	△4,143
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,108	7,219
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	201,298
自己資本比率		
自己資本比率	((ハ)/(二))	19.95%
		20.36%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

バーゼルⅢ(国内基準)第3の柱に関する開示

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	194,190	7,768	197,407	7,896
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	190,211	7,608	186,625	7,465
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	130	5	134	5
我が国の政府関係機関向け	395	16	360	14
地方三公社向け	221	9	169	7
金融機関及び第一種金融機関商品取引業者向け	22,844	914	26,313	1,053
法人等向け	88,549	3,542	87,817	3,513
中小企業等向け及び個人向け	25,940	1,038	23,616	945
抵当権付住宅ローン	5,870	235	5,722	229
不動産取得等事業向け	169	7	148	6
3ヶ月以上延滞等	595	24	618	25
取立未済手形	5	—	4	—
信用保証協会等による保証付	478	19	435	17
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,090	204	5,524	221
出資等のエクスポージャー	5,090	204	5,524	221
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	39,920	1,597	35,760	1,430
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	32,138	1,286	28,164	1,127
信用金庫連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,294	52	1,294	52
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	1,200	48	1,500	60
上記以外のエクspoージャー	—	—	—	—
②証券化エクspoージャー	1,884	75	1,369	55
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	5,884	235	12,169	487
ルック・スルー方式	5,884	235	12,169	487
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,195	△208	△4,143	△165
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
⑧オーバーバランス取引等の額	1,405	56	1,386	55
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,108	284	7,219	289
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	201,298	8,052	204,626	8,185

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオーバーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げを行うことによって自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項(証券化工クスポートナーを除く)

■ イ. 信用リスクに関するエクスポートナー及び主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポートナー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートナー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポートナー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
国内	360,735	402,014	142,928	159,823	119,219	134,597	—	—	3,206 3,242	
国外	48,294	49,668	300	300	47,994	49,368	—	—	—	
地域別合計	409,029	451,682	143,228	160,123	167,214	183,966	—	—	3,206 3,242	
製造業	35,701	40,973	16,979	19,054	17,401	20,897	—	—	925 961	
農業、林業	3,463	3,632	3,233	3,402	230	230	—	—	—	
漁業	97	80	97	80	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	830	818	830	818	—	—	—	—	169 169	
建設業	18,194	23,644	15,607	19,758	1,999	3,799	—	—	264 263	
電気・ガス・熱供給・水道業	11,320	10,386	1,430	1,371	9,600	8,699	—	—	—	
情報通信業	4,852	6,181	321	408	3,574	4,897	—	—	—	
運輸業	19,052	22,587	8,454	10,195	10,006	11,800	—	—	—	
卸売業、小売業	19,532	23,424	12,683	16,138	6,651	7,100	—	—	774 785	
金融・保険業	136,694	145,950	8,694	9,673	49,193	52,527	—	—	—	
不動産業	22,747	23,366	10,375	10,433	9,903	9,500	—	—	16 16	
物品貸貸業	1,397	1,150	897	950	500	200	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	594	901	590	696	—	200	—	—	1 1	
宿泊業	1,201	1,243	301	343	900	900	—	—	15 15	
飲食業	1,632	2,605	1,482	2,455	150	150	—	—	239 247	
生活関連サービス業、娯楽業	4,129	5,174	2,674	3,313	1,250	1,650	—	—	618 560	
教育、学習支援業	506	633	406	333	100	300	—	—	—	
医療、福祉	3,075	3,508	3,075	3,508	—	—	—	—	—	
その他のサービス	3,708	5,342	3,708	5,342	—	—	—	—	80 106	
国・地方公共団体	74,354	80,733	20,202	21,520	54,152	59,212	—	—	—	
個人	31,180	30,322	31,180	30,322	—	—	—	—	100 115	
その他	14,760	19,018	—	—	1,600	1,900	—	—	—	
業種別合計	409,029	451,682	143,228	160,123	167,214	183,966	—	—	3,206 3,242	
1年以下	96,028	70,881	25,293	24,554	15,022	23,226	—	—	—	
1年超3年以下	63,375	91,144	16,686	18,722	45,684	41,366	—	—	—	
3年超5年以下	63,049	53,233	24,994	18,811	36,440	31,852	—	—	—	
5年超7年以下	35,057	40,217	13,587	15,183	18,359	18,663	—	—	—	
7年超10年以下	48,761	76,946	18,925	37,575	25,261	35,860	—	—	—	
10年超	72,486	79,007	43,437	45,023	22,551	29,001	—	—	—	
期間の定めのないもの	30,270	40,252	302	252	3,895	3,995	—	—	—	
残存期間別合計	409,029	451,682	143,228	160,123	167,214	183,966	—	—	—	

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブを除く。

2.「3カ月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートナーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポートナーです。

4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートナーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
期首残高	123	99	2,499	2,678	2,622	2,778
当期増加額	99	140	2,678	2,619	2,778	2,760
当期減少額	—	—	36	0	36	0
その他	123	99	2,462	2,678	2,586	2,777
期末残高	99	140	2,678	2,619	2,778	2,760

バーゼルⅢ(国内基準)第3の柱に関する開示

■ ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	期末残高		期中増減額	貸出金償却	
	2019年度	2020年度		2019年度	2020年度
製造業	685	686	1	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	314	314	0	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	0	0	—
運輸業、郵便業	—	—	—	0	—
卸売業、小売業	1,292	1,231	60	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
物品貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	7	0	—	—
宿泊業	130	131	0	—	—
飲食業	66	68	1	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	74	73	△1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	0	0	—	—
その他のサービス	72	72	0	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—
個人	32	31	0	0	—
その他	—	—	—	—	—
業種別合計	2,678	2,619	△58	0	0

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクspoージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,496	93,256	3,086	106,896
10%	—	12,204	—	32,614
20%	93,553	5,738	94,186	4,944
35%	—	16,895	—	16,461
50%	45,388	2,899	56,982	2,911
75%	—	29,100	—	26,161
100%	38,552	58,279	36,657	57,036
150%	—	1,014	—	1,191
200%	—	—	—	—
250%	—	9,391	—	9,281
1,250%	—	—	—	—
合計	180,991	228,780	190,912	257,499

(注)1.格付は適格格付機関が付与したものに限ります。

2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

3.コア資本にかかる調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務に係る信用リスクの基本的な理念や手続き等を明示した「与信にかかる信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、融資委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、経営会議といった経営陣に対する報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準規程」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先とともに、優良担保をのぞいた未保全額に対し返済可能額を加味して算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受け、適正な計上に努めています。

標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付け機関の使い分けは行っておりません。

・JCR社 　・R&I社 　・S&P社 　・Moody's社

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート		1,492	1,043	17,720	38,743	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いております。

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める規程・基準等により適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会保証があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引がありますが、当金庫は現在、当取引の該当はありません。また長期決済期間取引についても該当ありません。

証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

■イ.リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポートとは証券化取引に係るエクスポートをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートである証券化取引をいい、再証券化エクスポートとはそのエクスポートをいいます。

当金庫が証券化取引(再証券化を含む。以下本項において同じ。)を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポートについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、当金庫が定める「資金運用基準」に基づいて取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適切な運用・管理を行っております。

バーゼルⅢ(国内基準)第3の柱に関する開示

■ 口.自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートジャーハへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポートジャーハ及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートジャーハに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートジャーハの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートジャーハについては、運用部門において当該エクスポートジャーハ及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

■ ハ.信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

■ 二.証券化エクスポートジャーハについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

■ ホ.証券化取引に関する会計方針

本取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ ヘ.証券化エクスポートジャーハの種類ごとにリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーハのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・JCR社 　・R&I社 　・S&P社 　・Moody's社

オリジネーターの場合

該当ございません。

投資家の場合

1.保有する証券化エクスポートジャーハの額

■ イ.証券化エクスポートジャーハ(再証券化エクスポートジャーハを除く)

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートジャーハの額	4,172	—	2,479	—

■ 口.再証券化エクスポートジャーハ

該当ございません。

2.保有する証券化エクスポートジャーハの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

■ イ.証券化エクスポートジャーハ(再証券化エクスポートジャーハを除く)

(単位:百万円)

告知で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポートジャーハ残高				所要自己資本の額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,372	—	679	—	24	—	7	—
50%～100%未満	1,800	—	1,800	—	51	—	47	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—

■ 口.再証券化エクスポートジャーハ

該当ございません。

3.保有する再証券化エクスポートジャーハに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ございません。

4.証券化エクスポートジャーハに関する経過措置の適用により算出される信用リスクアセットの額

該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■ Ⅰ.貸借対照表計上額及び時価額

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	5,889	5,889	12,042	12,042
非上場株式等	1,839	1,839	1,647	1,647
合計	7,729	7,729	13,690	13,690

(注)投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等に計上しております。

■ Ⅱ.出資等エクスポージャーの売却及び

償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	売却益	219	売却損	429
償却	112	—	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、不動産投資信託、株式関連投資信託、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、不動産投資信託、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失(Var)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、経営会議に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」や投資ガイドラインに基づいた厳格な運用・管理を行っております。非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、そのリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切な処理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

オペレーション・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6分類し、管理部署は経営会議が適切に評価及び判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。経営会議は庫内の連絡・報告態勢を整備、定期的または必要に応じて管理体制の改善、理事会への付議・報告をします。理事会は総合的なオペレーション・リスク管理体制を整備、定期的に又は必要に応じて管理体制の改善を図っています。

オペレーション・リスク相当額の算定手法

当金庫は基礎的手法を採用しています。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目番号	IRRBB1:金利リスク			
	イ		ロ	ハ
	△EVE	△NII	△NII	△NII
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	10,271	8,459	484	283
2 下方パラレルシフト	0	0	90	40
3 スティーピ化	7,454	6,145	—	—
4 ブラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	10,271	8,459	484	283
	木		△	△
	当期末		前期末	
8 自己資本の額	41,669	—	40,160	—

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、金利リスクの算定方法の概要の項目に記載しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としております。毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しており常務会で協議検討するとともに、必要に応じて経営会議等の経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■ ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

評価損益	2019年度	2020年度
	△1,040	799

■ ニ.貸借対照表及び損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

評価損益	2019年度	2020年度
	—	—

■ ホ.リスク・ウェイトのみなし計算が適用される

エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
	12,981	17,365
リスク・ウェイト方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォルバック方式(125%)を適用するエクspoージャー	—	—

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、金利リスクの算定方法の概要の項目に記載しております。

金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2021年3月末の△EVE及び△NIIで計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、△EVE及び△NIIともに最大値は前年度比増加しています。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、問題のない水準となっています。

開示項目(省令)一覧表

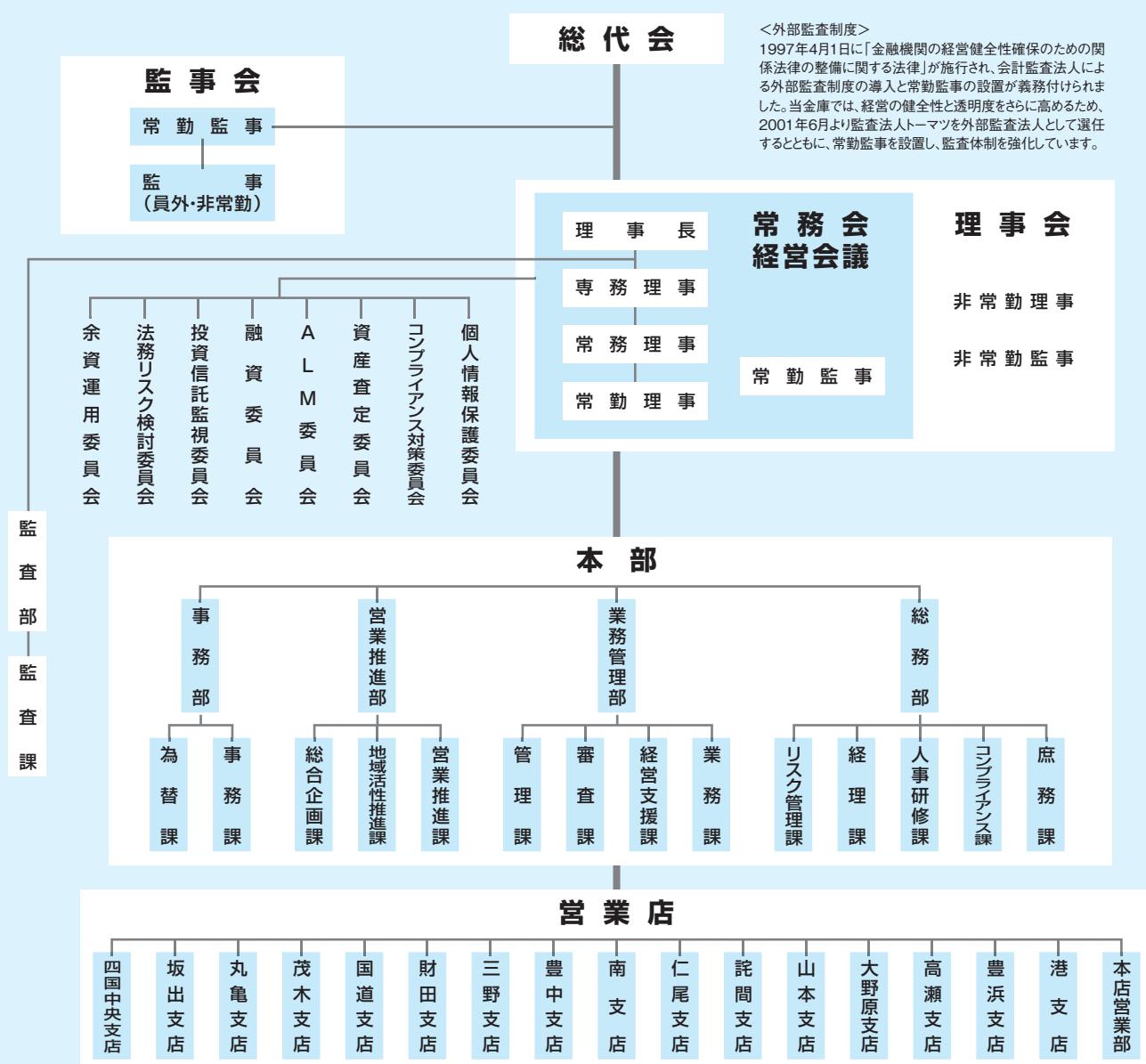
このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条(銀行法の準用)信用金庫法施行規則第132条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1.金庫の概況及び組織に関する事項	ページ		
①事業の組織	43	カ.預貸率の期末値及び期中平均値	29
②理事・監事の氏名及び役職名	43	④有価証券に関する指標	
③会計監査人の名称	25	ア.有価証券の種類別の平均残高	31
④事業所の名称及び所在地	45	イ.商品有価証券の種類別の平均残高	31
2.金庫の主要な事業の内容	44	ウ.預証率の期末値及び期中平均値	31
3.金庫の主要な事業に関する事項		エ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	30
(1)直近の事業年度における事業の概況	2・3	4.金庫の事業の運営に関する事項	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況		①反社会的勢力に対する基本方針	16
①経常収益	26	②利益相反管理方針	16
②経常利益または経常損失	26	③金融ADR制度への対応	17
③当期純利益または当期純損失	26	④法令等遵守の体制	18
④出資総額及び出資総口数	26	⑤リスク管理の体制	19
⑤純資産額	26	⑥中小企業の経営の改善及び地域の活性化のため の取組みの状況	4
⑥総資産額	26	5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
⑦預金積金残高	26	(1)貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分 計算書または損失金処理計算書	20・21・22・23・24
⑧貸出金残高	26	(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
⑨有価証券残高	26	①破綻先債権に該当する貸出金	33
⑩単体自己資本比率	26	②延滞債権に該当する貸出金	33
⑪出資に対する配当金	26	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	33
⑫職員数	26	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	33
(3)直近の2事業年度における事業の状況		●金融再生法に基づく開示債権の状況	34
①主要な業務の状況を示す指標		(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の 充実の状況	36
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	26	(4)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価及び評価損益	
イ.資金運用収支、役務取引等収支、 及びその他業務収支	26	①有価証券	32
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	26・27	②金銭の信託	32
エ.受取利息及び支払利息の増減	27	③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	32
オ.総資産経常利益率	27	(5)貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	30
カ.総資産当期純利益率	27	(6)貸出金償却額	30
②預金に関する指標		(7)金庫が貸借対照表、損益計算書、剰余金処分 計算書について会計監査人の監査を受けている 場合はその旨	25
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	28	(8)財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る 内部監査の有効性の確認	25
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	28	(9)報酬等に関する事項であって金庫の業務の運営 または財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	27
③貸出金等に関する指標		6.バーゼルⅢ(国内基準)第3の柱に関する開示	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	28	35・36・37・38・39・40・41	
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	28		
ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、 動産、不動産、保証及び信用の区分)の 貸出残高及び債務保証見返額	28		
エ.使途別(設備資金及び運転資金の区分) 貸出金残高	29		
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	29		

※●は金融再生法で定められた開示項目となっております。

当金庫の概要

組織図



役員一覧 (2021年6月21日現在) (非常勤50音順)

理事長(代表理事)	須松雅夫	理	原篠	宏嘉	宏志
専務理事(代表理事)	松本健一	理	島関	正寿	志子
常務理事(代表理事)	林正二	理	福山	加武	文壽
常務理事(代表理事)	林浩二	理	合中	憲輝	文司
常勤理事	岡田明	常勤監	前田	輝武	己文
常勤理事	樋籠智	監	川尾	原島	勉
理事	笠重繁	監	前名	田地	文勉
理事	山繁裕	外監	名	川尾	※2
理事	合國	監	原島	川尾	
理事	土久宣	事	田地	川尾	
理事	土繁裕	事	前名	川尾	

※1 理事 合田繁久、國土裕宣、篠原嘉宏、関正志、福島加寿子、山地武文は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 名尾勉は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

当金庫の概要

概要 (2021年6月19日現在)

本店所在地	香川県観音寺市観音寺町甲3377番地3 〒768-0060 TEL0875-25-2181	店舗数	17店舗 店外ATM4ヵ所
創立	1920年3月16日	役職員数	156名
出資金	6億94百万円	預金	3,411億35百万円
会員数	19,183名	貸出金	1,589億82百万円

沿革

1920年	産業組合法に基づき、有限責任 観音寺町信用組合設立	2001年	損害保険窓販の取扱開始
1943年	市街地信用組合法施行による組織変更	2002年	生命保険窓販の取扱開始
1951年	信用金庫法施行により組織を変更 名称を観音寺信用金庫とする	2003年	港支店を現位置に新築移転
1952年	営業区域を観音寺町より 三豊郡一円に拡大	2004年	山本支店を現位置に新築移転 創立85周年記念事業
1955年	本店を現位置に新築	2005年	預金量2,000億円達成
1965年	営業区域を観音寺市、丸亀市、善通寺市 及び三豊郡、仲多度郡一円に拡大	2006年	大野原支店を現位置に新築移転
1981年	現本店を新築 預金量500億円達成	2007年	営業区域を観音寺市、三豊市、丸亀市、善通寺市、 高松市及び仲多度郡並びに綾歌郡一円に拡大
1982年	証券業務取扱認可	2010年	坂出支店新築開店 創立90周年記念式典
1983年	営業区域を観音寺市、丸亀市、善通寺市、 坂出市及び三豊郡・仲多度郡一円並びに 綾歌郡宇多津町、飯山町、綾歌町、綾南町に拡大	2011年	営業区域を観音寺市、三豊市、丸亀市、善通寺市、 坂出市、高松市、仲多度郡並びに綾歌郡一円及び 愛媛県四国中央市に拡大
1988年	ふるさと香川オンラインネットサービス開始	2012年	豊浜支店を現位置に新築移転
1989年	創立70周年記念式典	2013年	豊中支店を現位置に新築移転
	預金量1,000億円達成	2014年	営業区域を観音寺市、三豊市、丸亀市、善通寺市、 坂出市、高松市、仲多度郡、綾歌郡、愛媛県四国中央市 並びに愛媛県新居浜市に拡大
1991年	両替商認可		仁尾支店を現位置に新築移転
1998年	外貨預金取次開始 証券投資信託窓販の取扱開始	2016年	四国中央支店新築開店
2000年	創立80周年記念式典 丸亀支店新築開店	2019年	預金量3,000億円達成
		2020年	詫間支店を現位置に新築移転 創立100周年記念式典

主要な業務の内容

1.預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、
納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2.貸出業務

(1)貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2)手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。

3.内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

4.外国為替業務

外国送金その他外国為替に関する各種業務の取次を行っております。

5.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式その他の
証券に投資しております。

6.附帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③信金中央金庫等の代理店業務
- (2)貸金庫業務
- (3)債務の保証
- (4)公共債の引受
- (5)両替
- (6)国債・公共債及び投資信託の窓口販売
- (7)保険商品の窓口販売
- (8)スポーツ振興くじの払出し業務
- (9)電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (10)中小企業等協同組合法により行う共済募集

営業地域及び店舗一覧

店舗配置図



店舗のご案内

店舗一覧		ATM稼動時間		
		平日	土曜日	日・祝日
① 本店営業部	観音寺市観音寺町甲3377-3	☎ (0875) 25-2181	8:40~21:00	8:40~19:00
② 港支店	観音寺市南町一丁目12-10	☎ (0875) 25-2670	8:40~19:00	8:40~17:00
③ 茂木支店	観音寺市茂木町二丁目2-2	☎ (0875) 23-1431	8:40~19:00	8:40~17:00
④ 南支店	観音寺市坂本町五丁目9-55	☎ (0875) 25-4302	8:40~21:00	8:40~19:00
⑤ 国道支店	観音寺市植田町1126-3	☎ (0875) 23-1441	8:40~19:00	8:40~19:00
⑥ 高瀬支店	三豊市高瀬町新名664-2	☎ (0875) 72-5188	8:40~19:00	8:40~17:00
⑦ 三野支店	三豊市三野町下高瀬1942-1	☎ (0875) 72-5101	8:40~19:00	8:40~17:00
⑧ 詫間支店	三豊市詫間町詫間680-24	☎ (0875) 83-2181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑨ 仁尾支店	三豊市仁尾町仁尾丁879-4	☎ (0875) 82-3266	8:40~19:00	8:40~17:00
⑩ 豊中支店	三豊市豊中町本山甲958-1	☎ (0875) 62-3121	8:40~19:00	8:40~17:00
⑪ 山本支店	三豊市山本町財田西325-1	☎ (0875) 63-3181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑫ 財田支店	三豊市財田町財田上2191-6	☎ (0875) 67-3181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑬ 豊浜支店	観音寺市豊浜町姫浜1394-6	☎ (0875) 52-2181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑭ 大野原支店	観音寺市大野原町大野原1979-1	☎ (0875) 54-2181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑮ 丸亀支店	丸亀市城西町二丁目2-36	☎ (0877) 25-2900	8:40~19:00	8:40~17:00
⑯ 坂出支店	坂出市京町三丁目7-41	☎ (0877) 45-7181	8:40~19:00	8:40~17:00
⑰ 四国中央支店	四国中央市金生町下分771-1	☎ (0896) 57-1181	8:40~19:00	8:40~17:00
店外ATM		平日	土曜日	日・祝日
○ 観音寺市役所出張所		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
○ 三豊市役所出張所		8:45~19:00	8:45~19:00	8:45~17:00
○ マルナカ豊浜出張所(観音寺市)		9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
○ ゆめタウン三豊出張所(三豊市)		9:30~21:00	9:30~21:00	9:30~21:00



觀・信ちゃん みらいちゃん

地域と歩む 新たな未来
觀音寺信用金庫

〒768-0060 観音寺市觀音寺町甲3377番地の3
TEL 0875-25-2181
<http://www.kanshin.co.jp>

觀・信ちゃん・みらいちゃんの名所めぐり

表紙の写真: 錢形砂絵「寛永通宝」(觀音寺市・琴弾公園)

觀音寺市といえば「寛永通宝」と言われるほど、市内で人気の観光スポット。有明浜の白砂に描かれた東西122m、南北90m、周囲345mの砂絵。一般には、寛永10年(1633年)に藩主、生駒高俊公を歓迎するために一夜にして作られたと言われており、この砂絵を見れば健康で長生きし、お金に不自由しないと伝えられています。琴弾公園内の山頂展望台から見るのもおすすめですが、地上から見るとさらにその大きさが体感できます。